

2017（平成 29）年度版

愛知学泉短期大学  
自己点検・評価報告書

平成 30 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>16</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	28
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>34</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	34
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	44
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>56</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	56
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	66
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	70
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	71
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>75</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	75
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	78
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	80

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、愛知学泉短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 6 月 1 日

理事長

寺 部 暁

学長

安 藤 正 人

ALO

津 島 忍

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

明治 39 年	寺部三蔵・寺部だいが裁縫塾を開いた。
明治 45 年	安城裁縫女学校を設置した。
大正 6 年	安城女子職業学校に名称変更した。
大正 13 年	財団法人安城女子職業学校を設置した。
昭和 5 年	財団法人安城女子専門学校を設置した。
昭和 23 年	安城学園女子中学校を設置した。 安城女子職業学校を安城学園女子高等学校に組織変更した。
昭和 33 年	安城学園女子高等学校を安城学園女子短期大学附属高等学校に名称変更した。
昭和 39 年	岡崎城西高等学校を設置した。
昭和 41 年	愛知女子大学家政学部家政学科を設置した。
昭和 43 年	愛知女子大学を安城学園大学に名称変更した。
昭和 62 年	愛知学泉大学経営学部経営学科を設置した。 愛知学泉大学家政学部を男女共学とした。 愛知学泉大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
平成元年	愛知学泉大学は米国・ニューイングランド大学と教育学術交流協定を締結した。
平成 5 年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を設置した。
平成 10 年	愛知学泉大学にコミュニティ政策学部コミュニティ政策学科を設置した。
平成 12 年	愛知学泉大学は中国・復旦大学と教育学術交流協定を締結した。
平成 14 年	愛知学泉大学家政学部家政学科を家政学専攻・管理栄養士専攻の二専攻体制とした。
平成 20 年	愛知学泉大学家政学部家政学科こどもの生活専攻を設置し三専攻体制とした。
平成 22 年	愛知学泉大学経営学部経営情報学科を廃止した。
平成 23 年	愛知学泉大学経営学部、コミュニティ政策学部の学生募集を停止した。 愛知学泉大学現代マネジメント学部現代マネジメント学科を設置した。
平成 24 年	安城学園創立 100 周年記念式典を挙行了した。
平成 29 年	安城学園創立 105 周年記念式典を挙行了した。

## ＜短期大学の沿革＞

昭和 25 年	安城学園女子短期大学被服科、生活科を設置した。
昭和 38 年	安城学園女子短期大学に家政科を設置した。
昭和 54 年	安城学園大学短期大学部幼児教育科を安城学園女子短期大学幼児教育科へ組織変更した。
昭和 57 年	安城学園女子短期大学を愛知学泉女子短期大学に名称変更した。 愛知学泉女子短期大学に国際教養科を設置した。
昭和 58 年	愛知学泉女子短期大学はカナダ・カピラノ大学と姉妹校の協定を締結した。
平成 7 年	愛知学泉女子短期大学は中国・北京第二外国語学院と教育学術交流協定を締結した。
平成 12 年	愛知学泉女子短期大学を愛知学泉短期大学に名称変更した。
平成 13 年	愛知学泉短期大学（幼児教育科を除く）を男女共学とした。
平成 15 年	愛知学泉短期大学生活科を食物栄養科に名称変更した。
平成 16 年	愛知学泉短期大学食物栄養科と幼児教育科をそれぞれ食物栄養学科と幼児教育学科に名称変更した。 愛知学泉短期大学に生活デザイン総合学科を設置した。
平成 17 年	愛知学泉短期大学国際教養科を廃止した。
平成 18 年	愛知学泉短期大学家政科と服飾科を廃止した。
平成 19 年	（財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。 愛知学泉短期大学幼児教育学科を安城市桜井キャンパスから岡崎キャンパスへ移転し、統合した。 愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は韓国・烏山大学と学術文化交流協定を締結した。
平成 22 年	愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。
平成 24 年	愛知学泉大学・愛知学泉短期大学は台湾・慈濟科学技術大学と学術文化交流協定を締結した。
平成 26 年	（一財）短期大学基準協会による認証評価で「適格」の認定を受けた。
平成 28 年	愛知学泉短期大学と湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で教育研究活動に関し、相互に点検評価作業を実施した。

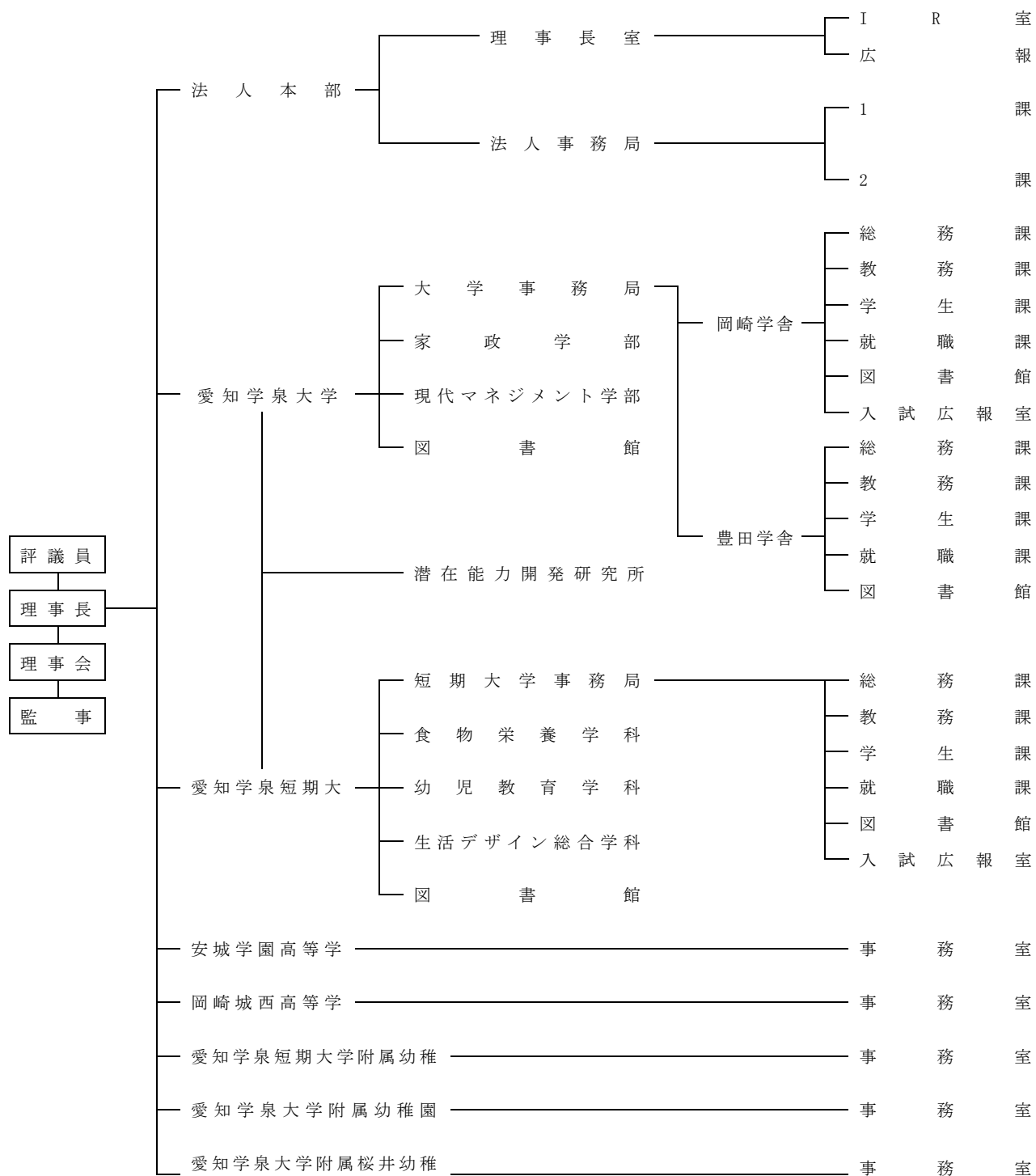
## (2) 学校法人の概要

■ 平成 30 年 5 月 1 日現在 (単位:人)

教育機関名	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍数
愛知学泉大学				
家政学部	〒444-8520 岡崎市舳越町上川成 28			
家政学科		190	760	610
家政学専攻		40	160	116
管理栄養士専攻		80	320	295
こどもの生活専攻		70	280	199
現代マネジメント学部	〒471-8532 豊田市大池町汐取 1			
現代マネジメント学科		200	800	335
小計		390	1,560	945
愛知学泉短期大学	〒444-8520 岡崎市舳越町上川成 28			
食物栄養学科		70	140	87
幼児教育学科		120	240	217
生活デザイン総合学科		130	260	234
小計		320	640	538
安城学園高等学校	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号			
普通科		480	1,440	1,137
商業科		80	240	179
小計		560	1,680	1,316
岡崎城西高等学校	〒444-0942 岡崎市中園町川成 98	540	1,620	1,626
普通科				
愛知学泉短期大学 附属幼稚園	〒446-0036 安城市小堤町 4 番 25 号	69	209	206
愛知学泉大学附属幼稚園	〒446-0026 安城市安城町栗ノ木 41-1	104	314	259
愛知学泉大学附属 桜井幼稚園	〒444-1154 安城市桜井町稲荷東 20-3	88	280	299
合計		2,071	6,303	5,189

(3) 学校法人・短期大学の組織図

平成 30 年 5 月 1 日現在



## (4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

本学は、愛知県岡崎市舳越町上川成 28 番地に本部を置いており、岡崎市中心部から西北へ車で約 15 分の清閑な住宅地の中に位置している。2016（平成 28）年度に市制 100 周年を迎えた岡崎市は人口 38.7 万人（2018（平成 30）年 5 月 1 日現在）の中核市である。徳川家康ゆかりの岡崎城を中心に栄えた城下町であり、愛知県東部を流れる矢作川と乙川が合流し、水と緑に囲まれた歴史と文化の街である。市内には教育機関・施設や史跡が多くあり、市の規模に比して文教都市の色合いが濃い。また、国道 1 号線、東名高速道路、第二東名高速道路、JR 東海道本線、名古屋鉄道線、愛知環状鉄道線等の交通の便にも優れており、伝統地場産品である石工製品、花火、八丁味噌等が全国的に有名である。岡崎市と隣接する周辺各市を含む三河地域は人口約 235 万余人、県内人口の約 31.4% である。

## 【入学者数と充足率】

平成 25 年度 (320)		平成 26 年度 (320)		平成 27 年度 (320)		平成 28 年度 (320)		平成 29 年度 (320)	
入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)	入学者数 (人)	充足率 (%)
300	93.7	296	92.5	299	93.4	317	99.0	270	84.4

※年度の（320）は 3 学科の入学定員 ※入学者数は入学時の数

上記に見られるように、2013（平成 25）年度に短期大学全体の入学定員充足率が 93.7% となり、とりわけ入学定員を大きく下回った生活デザイン総合学科については、カリキュラムの大幅な見直しを行い、募集回復に努めた結果、2016（平成 28）年度には、短期大学全体の入学定員充足率も 99.0% まで回復したが、2017（平成 29）年度以降は未充足の状況が続いている。三河地域は、自動車関連企業を始めとする製造業が進出・立地し、これに伴う住宅や商業施設の増加・進出が目立っている。今後も地域社会における人材の確かな需要が見込まれる。

## 【学生の出身地別人数及び割合（県別）】

地域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	283	80.9	247	82.3	265	83.6	223	82.6	227	84.1
静岡	21	6.0	29	9.7	21	6.6	20	7.4	20	7.4
岐阜	6	1.7	3	1.0	13	4.1	12	4.4	7	2.6
三重	7	2.0	8	2.7	5	1.6	2	0.7	9	3.3
その他	33	9.4	13	4.3	13	4.1	13	4.5	7	2.6

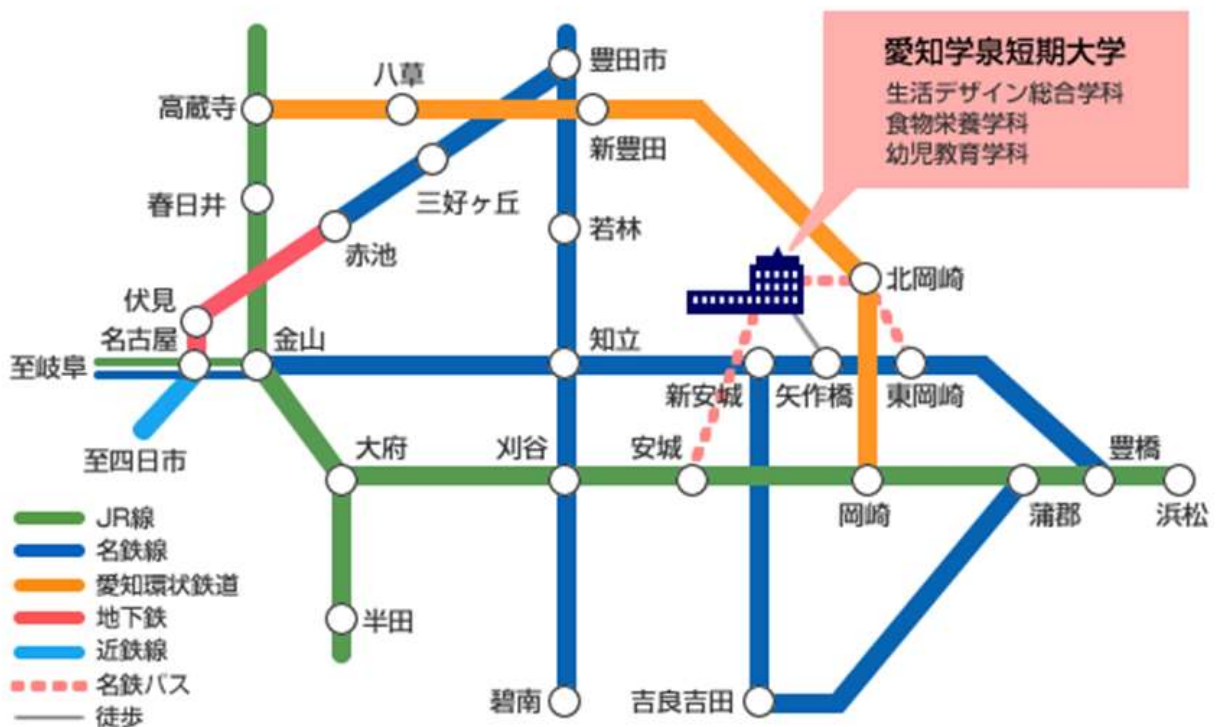


## 【学生の出身地別人数及び割合（愛知県）】

地域	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
西三河	191	67.5	163	66.0	155	58.5	138	61.9	144	63.4
東三河	57	20.1	56	22.7	64	24.2	47	21.1	42	18.5
名古屋	14	4.9	11	4.5	17	6.4	14	6.3	13	5.7
尾張	13	4.6	13	5.3	19	7.2	14	6.3	17	7.5
知多	8	2.8	4	1.6	10	3.8	10	4.5	11	4.8

上記、県別及び愛知県内の表に見られるように、学生の出身地別人数及び割合（県別）の過去 5 カ年間の推移は、愛知県内出身者が入学者数の 80.9%～84.1%を占めている。他府県では、通学圏内である静岡県、次いで三重県や岐阜県、その他となっている。愛知県内では、本学所在地の西三河地域が 58.5%～67.5%を占め、次いで東三河が 18.5%～24.2%の順で続いている。

■ 短期大学所在の市の全体図



## (5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

## (a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ C 自己点検評価]

自己点検・評価報告書の作成では記載方法上で不備が認められたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源]

研究の機会は確保されているが、専任教員の研究活動に関する規程は整備されていない。従来からの慣例に基づいて行われているが、研究活動の規程の整備が求められる。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源]

短期大学部門の過去 3 年間の教育研究経費率が低いので、改善が望まれる。

## (b) 対策

## 基準Ⅰ [テーマ C 自己点検評価]

自己点検・評価報告書の記載が不備である旨の指摘を受けた。再度、短期大学基準協会が示す評価校マニュアルの記載例を確認して、修正の後、提出した。この指摘を踏まえ、自己点検・評価活動においては、学長以下、事務局長、分掌の長らで組織する同委員会と全教職員の関与によって組織的に取り組むことを再度確認した。

## 基準Ⅲ [テーマ A 人的資源]

指摘のように、従来からの慣例による研究活動の状況を踏まえて、研究活動に関する規程を整備した。

## 基準Ⅲ [テーマ D 財的資源]

学園では、2011(平成 23)年度から 2015 (平成 27) 年度に亘る「第一期財政健全化スキーム」、さらに 2017 (平成 29) 年度から 2021 (平成 33) 年度の「第二期財政健全化スキーム」を策定して財務体質の改善に継続して取り組んでいる。本学における資金収支構造は健全であるが、一方で、指摘のように教育研究経費比率を向上させることが当面の課題である。スキームで定めるように、第一に、人件費の帰属収入に占める割合を適正水準に改善することに努めている。また、本学は地域社会の人材需要の動向を踏まえて、3 学科の入学定員の適正化を図ることとして、食物栄養学科の入学定員を 40 名から 70 名に増員した。生活デザイン総合学科については 160 名から 130 名に減員し、従来からの 320 名体制を維持することとした。現在、教育環境の向上を目的に、2019 (平成 31) 年度からの新校舎の着工に向けて建設の準備を進めており、安定した経営を図るため努めている。

(c) 成果
<p>基準Ⅰ [テーマ C 自己点検評価]</p> <p>自己点検・評価の活動並びに認証評価の受審に際しては、本学教育の質保証に向けて組織的で実効性のある取り組みを行っている。</p> <p>基準Ⅲ [テーマ A 人的資源]</p> <p>規程を整備したことで、教員の研究活動は活性化し、また、機器・備品の使用と管理の状況は適正となっている。</p> <p>基準Ⅲ [テーマ D 財的資源]</p> <p>資金収支の健全性は教育研究経費比率の改善を図るため、引き続き、「第二期財政改善スキーム」に従って、人件費支出の適正水準化に向けて段階的な改善に努めている。</p>

## ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
学園寄附行為の見直しに伴う本学学則の見直しを行った。
(b) 対策
学則の総則において、建学の精神（第 1 条の 2）、本学の教育目標（第 2 条）、学科の教育目標（第 4 条）、キャリア教育（第 5 条）、リメディアル教育の実施（第 6 条）、自己点検・評価委員会の設置（第 7 条）、教育内容・教育方法の改善（FD 委員会の設置）（第 8 条）、「短期大学士」の学位授与に係る 3 つのポリシー策定（第 10 条）、3 つのポリシー（細則）、第三者評価（認証評価）の受審（第 11 条）について規程を整備した。
(c) 成果
教育改革にあたり、学則を変更して本学の教学マネジメント体制と教育の内部質保証の確立を明確にし、これを学内外に公表している。

## ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
該当なし。
(b) 履行状況
該当なし。

## (6) 短期大学の情報の公表について

## ① 教育情報の公表について

平成 30 年 5 月 1 日現在

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info.html</a>
2	卒業認定・学位授与の方針	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf</a>
3	教育課程編成・実施の方針	<a href="http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf">http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-7.pdf</a> <a href="http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf">http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf</a>
4	入学者受入れの方針	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-2.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-2.pdf</a>
5	教育研究上の基本組織に関すること	<a href="http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf">http://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf</a>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-2.pdf</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info2-1.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info2-1.html</a>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-3.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-3.pdf</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-4.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-4.pdf</a>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-5-1.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-5-1.pdf</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_design.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_design.html</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_shoku.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_shoku.html</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_yo.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/syllabus_yo.html</a>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-1.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-1.pdf</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/2-6-2.pdf</a>
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/access.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/access.html</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-3.pdf">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/c/1-3.pdf</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/campus/club.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/campus/club.html</a>

		<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/gakuseika.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/gakuseika.html</a>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html</a>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/top.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/zaigakusei/top.html</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html#shogaku">https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/index.html#shogaku</a> <a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/room.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/jyukensei/gakuhi/room.html</a>

## ② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<a href="https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info.html">https://www.gakusen.ac.jp/t/ippan/info.html</a>

## (7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

公的資金の管理は、「愛知学泉短期大学における公的研究費の不正使用防止規程」に基づき実施している。学長は本学の公的資金の管理・運営の統括に関する最終責任を負い、短期大学事務局の長は最終責任者を補佐している。また、公的資金の適正使用に関する相談は短期大学総務課会計担当を窓口としている。

一方、公的資金の不正使用の防止を掌るため、学長の下、「公的研究費に関するコンプライアンス委員会」を置いている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

本学は、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価の活動を計画・実施することを目的に、自己点検・評価委員会（以下、委員会）を置いている。学長・副学長・学科長・事務局長及び事務長、その他学長が必要と認めた者（教務部長・学生部長）を構成員として、教育研究活動の点検項目・実施要綱・作業部会等に関する事項、その他、これら以外の理事長・学長の諮問事項を所掌している。

## ○自己点検・評価委員会構成員

2017（平成29）年度 校務組織

## 1. 各分掌長及び委員名

分 掌	分掌長	委 員
教務部	長谷川	木村、後藤、早瀬（須）、谷村
学生部	津島	早川、千賀、山本（淳）、伊藤（照）
就職指導委員会	秦	神谷（良）、河合、鈴木（幸）、岡田
国際交流委員会	石川（博）	青山、[森山]、[伊藤（亮）]
図書館・紀要委員会	[土平]	江良、根間、本多、[外城]、[黒谷]
研究所	早川	[山内]
まちづくり委員会	山本（豊）	木村（典）、後藤、[相原]

[ ]は大学家政学部所属

## 2. 所属及び学科長

学 科	学科長	所 属
生活デザイン総合学科	小山田	秦、菅瀬、青山、長谷川、山本（豊）、神谷（良）、早川、木村、後藤、 江良、千賀、河合
		横田（裕）、森屋、丸茂、谷口、大塚、[鈴木（さ）]、[鈴木（れ）]
食物栄養学科	横田（正）	根間、鈴木（幸）、早瀬（須）、山本（淳）、 古山、本田、社本
		石川（博）、津島、清原、伊藤（照）、岡田、神谷（典）、谷村、本多、 高沢
幼児教育学科	伊藤（智）	野々山、早瀬（果）、[中島（美）]

[ ]は非常勤

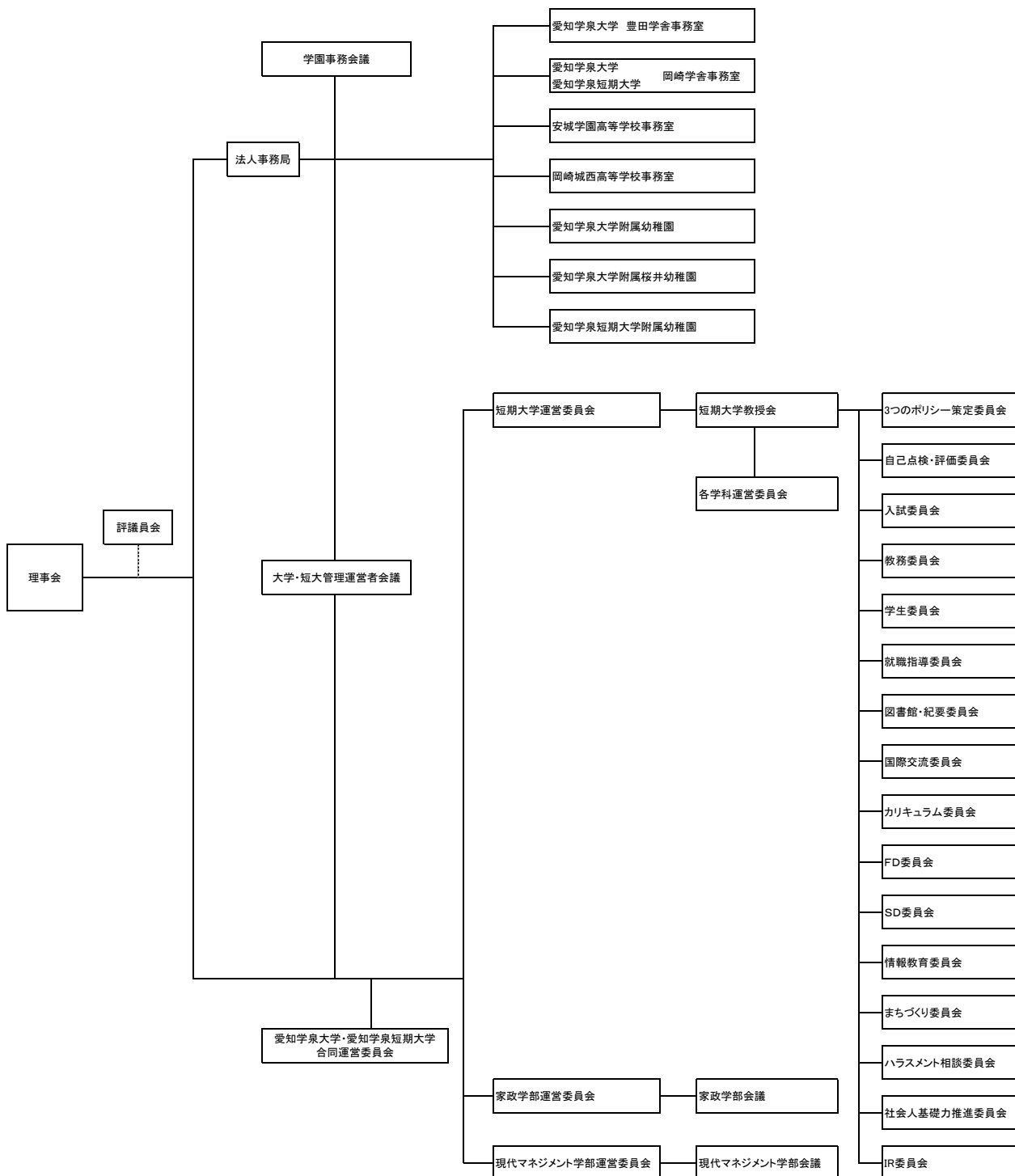
## 3. 各委員会

委員会名	委 員
運営委員会	安藤、長谷川、津島、秦、石川、山本（豊）、菅瀬、小山田、横田（正）、伊藤（智）、 早川、森脇、三浦
カリキュラム委員会	安藤、長谷川、小山田、横田（正）、伊藤（智）
入試委員会	安藤、長谷川、津島、秦、横田（正）、小山田、菅瀬、伊藤（智） 森脇、三浦、知久、中島
情報教育委員会	神谷（良）、高沢、[龍田]、[柴田（清）]、[伊藤（亮）]
ハラスメント相談委員	木村（典）、[柴田（哲）]
学生会顧問	菅瀬 〈副顧問〉谷村、[相原]
FD委員会	安藤、長谷川、横田（正）、伊藤（智）、小山田、早瀬（須）、谷村
社会人基礎力推進委員会	安藤、長谷川、横田（正）、鈴木（幸）、伊藤（智）、神谷（典）、小山田、早川、秦 久米、[伊藤（公）]
自己点検・評価委員会	安藤、長谷川、津島、小山田、横田正、伊藤智、森脇、三浦

[ ]は法人本部または大学家政学部所属

○自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

・愛知学泉短期大学組織図（各種会議・委員会関係）





## ○委員会の活動状況

2017（平成29）年度は、5月に第1回目の自己点検・評価委員会（以下、委員会という）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等に亘る点検・評価作業を開始するため、（一財）短期大学基準協会が認証評価の基準としている基準ⅠからⅣの各テーマと区分及びその観点に則して実施することを決定している。各テーマと区分及びその観点に則した点検・評価は、学長の他、学科長、各校務分掌長及び事務局次長と事務長らが分担して組織的に作業部会を組織して実施に当たることとしている。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。

学長は教授会で具体的な活動業務について全教職員に対して指示を出している。また、事務局次長及び事務長は、事務分掌を始め校務分掌をまたがる点検と評価の作業については分掌の事務職員間と連携する体制をとって、種々の資料、統計資料、委員会議事録、規程集などの確認（点検）を行っている。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了して作業結果を委員会に提出している。8月から11月の間、第2回目の委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らして取りまとめている。続く第3回委員会では、「自己点検・評価報告書」として公表するため、提起された課題を含め当該年度の報告内容を決定している。概ね、12月を目途に、当該前年度の「自己点検・評価報告書」を印刷・製本して公表している。一方、委員会で各基準に則して提起された課題については、大学・短大管理運営者会議、教授会、運営委員会及び各分掌の委員会（愛知学泉短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図 参照）に対し学長や各分掌長が諮問して改善策を作成し、教授会で決定している。さらに、学長は理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。また、毎年度で作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている。本学は、2006（平成18）年度、第1クールでの第三者評価を受審して「適格」の機関別評価を得た。2013（平成25）年度には、第2回目の第三者評価を受審して、前回指摘を受けた向上・充実のための課題に対する進捗状況と現状に対して「適格」の評価を得た。

また、自己点検・評価委員会は学長の諮問による活動の一環として相互評価の実施についても掌握し、2009（平成21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について相互評価を実施した。その成果は、「相互評価報告書」として2010（平成22）年6月に公表した。2016（平成28）年度には、前回と同様に湊川短期大学との間で、第2回目の相互の評価活動を実施し、2017（平成29）年6月に「相互評価報告書」を公表した。

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

## 〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 1 キャンパスライフ（学生便覧）「建学の精神」、  
2 寄附行為第2章第4条「教育理念」
- 備付資料 1 創立記念、周年誌  
2 地域・社会の各種団体との協定書

## 〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

## ＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学を設置する学校法人安城学園（本学園）は、1912（明治45）年に創設した安城裁縫女学校を出発点としている。創設者の寺部三蔵・だい夫妻は当時の官尊民卑や男尊女卑の風潮に抗して、「男に生まれようと女に生まれようと、この世に生を受けた限り誰でも無限の可能性を持っている。その一人ひとりの潜在能力を可能性の限界まで引き出すのが教育である。」という教育信条に基づいて、学問を庶民の間に広めるとともに女性の地位向上を立学の趣旨とした。創立者寺部だいの生き方は自伝を集約した『おもいでぐさ』に記され、本学園の「建学の理念と精神」そのものである。「建学の精神」は、「真心・努力・奉仕・感謝」であり、この四大精神の実践をとおして「家庭と職場に温かい心と新しい息吹を与えることのできる人間を育成すること」である。

2016（平成28）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえた本学園の建学の精神を検証・見直した。これによる新しい「建学の精神」は、「生命体構想」に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」とした。尚、本法人の寄附行為第5条第2項に、「本学園の設置校の歴史と伝統」を踏まえ、かつ「設立時の建学の精神」の基礎の上に立って、「建学の精神を理解し、実践することが肝要である」と明記している。

この見直しを受けて、本学は、2017（平成29）年度に、寄附行為で定めた「建学の精神」を、本学の「建学の精神」として学則に規程した。このように、社会人として「生きる意志と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」を本学教育の礎と定める「建学の精神」は、教育基本法に照らして教育目的が明確であり、また「自主性」と「公共性」を有しており私立学校法に基づいている。

本学は、学園創設以来の「庶民性」と「先見性」を「建学の理念」として堅持している。「庶民性」とは「民が栄えてはじめて国も栄える」という思想である。「庶民性」とは、一人ひとりの民が豊かになることによって国全体も豊かになる。そのために庶民の間に学問を広めるとともに、その成果を庶民の間に還元することである。「先見性」とは、来るべき社会・来るべき時代・来るべき文明を想定して、教育の理想像を描くことができること、その理想像の実現に向けて育成のために全知全能を傾注することである。

本学は、この「建学の理念」と「建学の精神」に基づき、教育・研究活動を行っており、各学科の教育目標として、「建学の精神」を核にした教育を強力に推進し、創立者が目指した「経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する」こととしている。2012（平成24）年度の創立100周年を機に、社会の変化に対応するために新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神を核にした教育」、「社会人基礎力を核にした教育」、「pisa型学力を核にした教育」を本学の教育の三本柱とした。2017（平成29）年、これをさらに発展させ、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦（不得意への挑戦、上達への挑戦、未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行うこととした。

「建学の精神」と「建学の理念」は上記『おもいでぐさ』の他、年頭の学園「新年交礼会」での理事長挨拶、「キャンパスライフ（学生便覧）」、各周年記念誌等に著して、学内の学生・教職員で共有している。また本学ホームページや大学ポートレート等で志願者・保護者・企業・同窓会等に周知徹底している。

大学・短期大学管理運営者委員会及び理事会では「建学の精神」を始め、本学の使命・目的等について、学生や教職員の活動で具現化し活動できるよう、定期的な点検を実施している。尚、ここで記載した「本学独自で使用する用語」は、用語集に示している。

#### 〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

##### <区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、地域・社会の幅広いニーズに応え、その活性化を図るために、生涯学習事業を始めとして、まちづくり委員会および各学科が計画し、地域・社会に向けた公開講座、住民参加事業等を実施し、積極的に地域・社会に向けて情報発信活動を行っている。

一方、活動内容によっては集客が芳しくない場合があり、地域・社会のニーズに合わせた魅力のある内容への見直しが必要である。

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正規授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

①本学が主催する市民を対象とした公開講座「生活と文化」講座（於：岡崎げんき館）を、2018（平成30）年2月28日～3月3日にかけて4回開催した。

実施日	テーマ	担当講師
2月28日	「はじめての教育心理学 ～子どもや孫のやる気を刺激するには～」	高沢佳司（短期大学幼児教育学科）
3月1日	「図書館に注目!! 知っているようで意外と知らない!? 図書館の世界」	江良友子（短期大学生活デザイン総合学科）
3月2日	「体重コントロールするための食事法」	早瀬須美子（短期大学食物栄養学）
3月3日	「食べ物の色の魅力」	外城寿哉（家政学部管理栄養士専攻）

②岡崎げんき館事業として、短期大学と大学家政学部で「子どもと親のための公開講座」（全12回実施）、「健康づくり支援特別講座」（2回実施）、「春のげんきまつり協賛イベント」を実施した。

☆子どもと親のための公開講座

実施日	テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者		
				子ども	大人	合計
7月1日	願いを込めて作ろう！七夕料理	大学 管理栄養士専攻	増田 尚 浅田 英嗣 竹村 ひとみ	15	13	28
7月15日	「やってみよう！あなたもマジシャン！」	大学 こどもの生活専攻	伊藤 亮 (渥美)	19	18	37
7月22日	かわいいアクセサリを作ろう！	短大 生活デザイン総合学科	長谷川 えり子 (鈴木)	18	16	34
				21	19	40
8月19日	「コリントゲームを作ってあそぼう！ -夏休み自由工作対応！-	短大 幼児教育学科	岡田 真智子 (早瀬)	25	21	46
8月24日	「味の足し算、和風プリンをつくろう！」	大学 家政学専攻	相原 英孝 (犬塚)	2	2	4
				2	2	4
9月9日	「手作りタンプリンで！ワン・ツー・リズム♪」	短大 幼児教育学科	本多 峰和 (早瀬)	1	1	2
10月7日	「親子でおやつ作り」 -秋のお菓子-	短大 食物栄養学科	早瀬 須美子 (古山、社本、本田)	18	14	32
11月11日	「数字のふしぎと形あそび」	大学 こどもの生活専攻	和田 秀夫 (渥美)	8	8	16
11月18日	かわいい“クリスマスオーナメント& 缶バッジ”をつくろう！	短大 生活デザイン総合学科	菅瀬 君子 (犬塚)	23	18	41
11月25日	「楽しく親子クッキング」 サンタに届け！ワンプレートプチ クリスマス会☆	大学 管理栄養士専攻	増田 尚 竹村 ひとみ	18	14	32
12月2日	トレーシングペーパーを使ってクリ スマスリースをつくろう！	大学 家政学専攻	高橋 知子 (清水、犬塚)	14	14	28
2月17日	クッキーを作ろう！	短大 食物栄養学科	山本 淳子 (古山、社本、本田)	13	11	24
			参加人数合計	197	171	368

☆健康づくり支援特別講座

実施日	テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者		
				子ども	大人	合計
1月20日	「たべもの博士」になって、お父さん、お母さんに昼食を食べてもらおう！	短大 食物栄養学科	鈴木 幸男 (古山、本田)	2	2	4
2月3日	野菜を使ったおやつを作ろう	大学 管理栄養士専攻	石川 桂子 (溝崎、大澤)	15	15	30
			参加人数合計	17	17	34

## ☆春のげんきまつり協賛イベント

実施日	テーマ	担当学科・専攻	担当教員 (助手)	参加者		
				子ども	大人	合計
3月10日	「春のげんきまつり」協賛 ちっちゃなコンサート15 「ほら！ 春だよ」	短大 幼児教育学科	津島 忍 (野々山、早瀬)	9	8	17

③正規授業の開放については、科目等履修生の制度を設けている。2017（平成29）年度は前期に1人が1科目、後期に2人が8科目を受講し単位認定をした。

④生活デザイン総合学科では、市民を対象にしたカリキュラムとして「オープンフィールド」を開設し、地域に学習の場を提供している。これらの講座内容は年毎に見直し、新たな講座内容を追加変更して開催した。

## ☆オープンフィールド開講講座

実施日	講座名	担当教員	受講者(人)
9月12日～ 12月19日	華道入門（8回）	秦 哲子	8
9月11日～ 12月11日	茶道入門（8回）	小久保 康子	16
11月5日	ファッションアクセサリ制作	長谷川えり子	6
1月12日	まゆで作る2018年干支「戌」	山本 豊	3
1月19日	染色体験「楽しくバンダナを染めよう」	小山田 尚弘	6
3月1日	21世紀に伝えるアボリジニの知恵	青山 晴美	8

⑤食物栄養学科では、藤川まちづくり協議会および岡崎市東部地域交流センターと連携して、地域住民に対して料理教室を開講した。

実施日	講座名	担当教員	受講者(人)
11月11日	ムラサキ麦の栄養と調理法 －料理とお菓子－	山本 淳子	19
11月26日	むらさきかん食育教室	早瀬 須美子	28

(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

本学は、岡崎市を所在地とする4大学と3短期大学から構成される岡崎大学懇話会に所属している。同懇話会の事務局は、各大学に輪番で置き、それぞれの大学の特性を活かして、行政、商工業（商工会議所）、企業及び文化団体と連携した活動を行っている。本学においては、岡崎市を始めとする地方公共団体、企業、文化団体との間で協定を締結して目的を明確化し、また、円滑化を図るため「まちづくり委員会」を設

置して活動している。「まちづくり委員会」は、大学の他、NPO 法人・21 世紀を創る会・みかわ、岡崎商工会議所とも窓口連携して地域貢献と地域活性化に取り組んでいる。本学が取り組んでいる産官学連携事業は以下のとおりである。

### ①産官学連携事業

#### ○官学連携事業

文部科学省「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等の構築事業」社会を生き抜く力を培う土曜日ならではのプログラムの実践・名古屋市教育委員会主催事業として、大学等の参画を得ながらモデル実施されている事業に、2014（平成 26）年度から継続して参画し、2017（平成 29）年度は以下の講座を実施した。

実施日	場所	テーマ・内容	講師
6 月 17 日	名古屋市市立黒石小学校	ニュースポーツ体験学習	秦 真人（生活デザイン総合学科）
6 月 24 日	名古屋市市立桜小学校	愛知県の伝統文化を学ぶとともに、まゆ玉を使ってステキな人形を作る体験	山本 豊（生活デザイン総合学科）
10 月 7 日	名古屋市市立黒石小学校	愛知県の伝統文化を学ぶとともに、まゆ玉を使ってステキな人形を作る体験	山本 豊（生活デザイン総合学科）

#### ○地域社会・行政との交流事業

岡崎市社会文化市民協働推進課と連携して毎年 1 回市民大学を実施している。本学の教員構成の特徴を活かし、さまざまな学問的、専門分野の教員による講座は地域社会や日常生活に密着しており好評を得ている。

実施日	テーマ	講師
8 月 26 日	「江戸の夢 ―浮世絵、歌舞伎、妖怪、双六を通して―」	千賀敬之（生活デザイン総合学科）

#### ○岡崎大学懇話会交流事業

第 18 回地域活性化フォーラム（平成 29 年度・岡崎大学懇話会産学共同研究助成事業）は、岡崎における産学共同研究として、2018（平成 30）年 3 月 19 日に岡崎商工会議所にて開催した。

主催 岡崎大学懇話会、NPO 法人 21 世紀を創る会・みかわ、岡崎商工会議所

実施日	テーマ	講師
3 月 19 日	地域の大学における地域との連携―藤川地区での取り組みを事例に―	後藤恵子（生活デザイン総合学科）

研究成果は地域活性化研究（第 16 号）に掲載され 2018（平成 30）年 9 月（平成 29 年度事業）に発刊している。

## ②産学連携事業

- 岡崎信用金庫主催：ウィンドウディスプレイプロジェクトに参加

「家康公と三河武士のふるさと、岡崎」をテーマとした作品を展示。岡崎信用金庫本町支店に11月1日から3月30日まで展示された。学習成果を地域交流活動として活かしている。

- 道の駅藤川宿との連携事業（(財)岡崎パブリックサービスと協定締結）

生活デザイン総合学科山本ゼミでは、岡崎市の歴史的産業であった養蚕業に関わりの深い繭玉を使用して創作した「徳川家康公まゆ人形」に加え、まゆ人形グッズを道の駅藤川宿との産学連携事業として常設販売している。

食物栄養学科では、「道の駅藤川宿」と連携して、藤川宿5周年感謝祭食イベントに参加し、「伝えよう五節句文化・五節句に因んだ料理」と題して、五節句料理の展示、試食、さらには学生による食育ゲームなどを実施した。

- TMP2017 アクセサリー全国販売プロジェクト（(株)フリーデザインジャパン、日本中央交通（株）と協定締結）

生活デザイン総合学科長谷川ゼミでは、(株)フリーデザインジャパン、日本中央交通（株）ドリームストーン事業部と産学連携活動を通して、全国販売するアクセサリーの商品開発を行った。その結果、2アイテムが商品化され、各2500点以上の全国販売実績を上げることができた。

- 認知症カフェ事業（(有)ディサービス青空、(株)縁サポートサービスと協定締結）

生活デザイン総合学科木村ゼミでは、岡崎市内の高齢者施設「ディサービスあおぞら」、「認知症対応型はなれ縁」で、第二日曜日、第四日曜日、毎月1回「認知症カフェ」を実施している。季節に合わせたお料理作り（オレンジジャム作り、脱水予防の経口補水液作り、すいとん作りなど）、回想法、座談会を行っている。学生たちが積極的に高齢者やその家族、若年性認知症に関わり地域貢献活動を展開した。

- ホテルトヨタキャッスルメニュー開発産学連携事業（(株)ホテル豊田キャッスルと協定締結）

食物栄養学科では、産学連携事業として、メニュー開発、栄養価計算を実施した。2017（平成29）年度は、トヨタ役員食堂のメニュー開発を行い、10月の1ヶ月の提供献立の栄養分析、評価、改善点を提案した。さらに、3ヶ月後にあたる1月には同様の調査を実施して改善度の評価と分析を行い改善案を提案した。

- 大洋荷役（株）ユニフォーム開発事業（大洋荷役（株）と協定締結）

生活デザイン総合学科山本ゼミは、大洋荷役（株）の従業員用のユニフォームデザインの開発事業を実施した。採用されたデザインは、2018（平成30年）秋に従業員が新ユニフォームとして着用する。

## ③商工業交流事業

- おかざきカントリーフェスタ出店

生活デザイン総合学科長谷川ゼミは、岡崎市内で開催された「おかざきカントリーフェスタ」(9月6日・7日、出店店舗：100店)にアクセサリショップを出店し、地域活動を展開した。学習成果の発表だけでなく、地域交流活動として多くの来場者と積極的に関わりイベントを盛り上げた。

④教育機関での交流活動(岡崎大学懇話会・学生会活動)

○12月23日、第17回学生フォーラム(於：岡崎女子大学・短期大学)

本学からは、家政学部管理栄養士専攻浅田研究室生が「食品が示す高血糖値の変化」、学生会の学生が「震災から6年半、今学生にできることを探ってみた」をテーマに研究発表した。その他、展示発表は以下に示す6件であった。

- ・東北被災地支援活動「震災から6年半、今私たちにできること」(学生会)
- ・2017学泉木曜サロン活動(生活デザイン総合学科 木村ゼミ、菅瀬ゼミ、秦ゼミ、山本ゼミ、後藤ゼミ、江良ゼミ、小山田ゼミ)
- ・岡崎市の認知症カフェでのレクリエーション活動(生活デザイン総合学科 木村ゼミ)
- ・ウォーキングを楽しもう！―「地域ウォーキングマップ」の作成の試み―(生活デザイン総合学科 木村ゼミ)
- ・大洋荷役(株)ユニフォームデザインプロジェクト(生活デザイン総合学科 山本ゼミ)
- ・高齢者対象パソコン教室「～家に眠っているパソコンをフル活用“word”の達人になろう！～」(生活デザイン総合学科 菅瀬ゼミ)

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

①岡崎げんき館活動

岡崎げんき館における学生ボランティア「学泉のお姉さん、お兄さんと遊ぼう！」本事業(全32回)では、3歳未満のこどもとその保護者を対象に、幼児教育学科及び大学家政学部こどもの生活専攻の学生が中心となり、音楽や絵本、工作等の「あそび」をとおして多彩なプログラムを提供している。このプログラムは、多くのリピーター親子に支持され好評を得ている。保育者を目指す学生にとっては、通常の学外実習で幼児と接する機会があることに加え、本ボランティア活動をとおして保護者とのコミュニケーションや人間関係を学習できる極めて貴重な機会となっており、日頃の学習成果を実践で活かす場として有用である。



## ☆学生ボランティア「学泉のお姉さん・お兄さんと遊ぼう」

～時間 11:15～12:05 場所 岡崎げんき館プレイルーム～

No.	実施日	テーマ	担当教員	参加者			学生
				幼児	大人	合計	
1	5月11日	つくって遊ぼう	神谷 典子	14	14	28	12
2	5月18日	おもちゃで遊ぼう	清原 みさ子	11	10	21	10
3	5月25日	おはなしでこい	岡田 真智子	13	13	26	12
4	6月1日	造形あそび	石川 博章	8	8	16	12
5	6月8日	楽器であそぼう	津島 忍	19	17	36	15
6	6月15日	みんなであそぼう	谷村 和秀	21	19	40	8
7	7月13日	ねんど遊び1	高沢 佳司	20	20	40	8
8	7月20日	みんなであそぼう	伊藤 智式	15	15	30	11
9	7月27日	音楽であそぼう	本多 峰和	20	14	34	12
10	8月17日	パネルシアターと歌を楽しもう	古川 洋子 白鳥 清子	14	10	24	15*
11	8月24日	パネルシアターと歌を楽しもう	古川 洋子 白鳥 清子	15	12	27	10*
12	8月31日	手遊び、お話楽しいね	古川 洋子 井上 侑美	29	25	54	6*
13	9月7日	みんなで動こう	伊藤 照美	15	15	30	10
14	10月12日	造形あそび	石川 博章	13	11	24	12
15	10月19日	みんなであそぼう	谷村 和秀	11	9	20	7
16	10月26日	ねんど遊び	高沢 佳司	19	14	33	7
17	11月2日	おはなしでこい	神谷 典子	15	14	29	12
18	11月9日	みんなで動こう	伊藤 照美	14	13	27	10
19	11月16日	音楽であそぼう	本多 峰和	7	8	15	8
20	11月30日	おもちゃであそぼう	清原 みさ子	13	11	24	7
21	12月7日	みんなであそぼう	伊藤 智式	15	15	30	11
22	12月14日	作ってあそぼう	岡田 真智子	19	17	36	12
23	12月21日	ねんど遊び	高沢 佳司	13	14	27	4
24	1月11日	楽器であそぼう	津島 忍	23	18	41	14
25	1月25日	みんなであそぼう	谷村 和秀	9	9	18	2
26	2月8日	子どもたちと楽しく触れ合おう	生島 嘉人 和田 秀夫 古川 洋子	13	10	23	8*
27	2月15日	子どもたちと楽しく触れ合おう	伊藤 亮 安江 真由美 古川 洋子	13	10	23	8*
28	2月22日	子どもたちと楽しく触れ合おう	古川 洋子 井上 侑美 渥美 里菜	19	17	36	8*
29	3月1日	子どもたちと楽しく触れ合おう	久保田 英助 黒谷 万美子 古川 洋子	16	13	29	8*
30	3月8日	子どもたちと楽しく触れ合おう	加藤 万也 古川 洋子	19	17	36	7*
31	3月15日	子どもたちと楽しく触れ合おう	和田 秀夫 黒谷 万美子 古川 洋子	19	14	33	8*
32	3月22日	子どもたちと楽しく触れ合おう	西川 愛子 古川 洋子	29	23	52	9*
				幼児 513	大人 449	合計 962	学生計 303

「\*」は大学家政学部こどもの生活専攻が担当

## ②「むらさき麦まつり」地域活動

食物栄養学科は、(1) 藤川まちづくり協議会主催の「むらさき麦まつり」の「むらさき麦お菓子グランプリ」の企画・運営・参加及びむらさき麦を用いた料理教室を実施した。(2) 岡崎市東部地域交流センターにおいて、11月には幼児、小学生を対象とした食育教室を実施した。

## ③東日本大震災被災地支援活動

生活デザイン総合学科の学生を中心として、2012(平成24)年より「笑顔の花を咲かせよう!」をテーマに、東日本大震災被災地を訪問してボランティア活動を継続的に行い、2017(平成29)年で6年目を迎えた。8月20日～23日の日程で学生18人、教職員4人の22人で、大船渡市の大立仮設住宅を訪問し、住民の方と一緒に歌やゲーム、工作で交流を図った。また、昨年引き続き気仙沼市の大島地区の小学校の体育館に地元の小学生、保育園児を招いて、手遊び歌、ゲームや工作を行い、交流をとおして親睦を図った。震災から7年が経過したが、復興が進んでいるところと、震災当時のままの状態のところなど、まだまだ完全に復興したとは言えない現実を目のあたりにし震災の恐ろしさを参加者全員が実感した。

## ④「花の塔」地域活動

5月14日(日)地域の祭り「花の塔」(主催:矢作商店会)の「ちびっこ広場」に、さかなつりゲーム(学生会)、かさぶくろロケット工作(幼児教育学科 こどもまつり実行委員会総務)、かわいい缶バッチ・お母さんありがとうバッチ制作(生活デザイン総合学科 菅瀬ゼミ)の3件のブースが出展をした。ブースには、延べ560人の子どもたちが来場してくれた。ちびっこ広場の学泉ブースは、おにいさん、おねえさんたちとの交流の場として、矢作地区の子どもたちにとって花の塔ならではの楽しいふれあいの場になっており、地域に根付いている活動である。

## ⑤「たつみがおか ふるさと夏祭り」地域活動

7月23日(日)「たつみがおか ふるさと夏祭り」(主催:一般社団法人岡崎パブリックサービス・サンエイ共同事業体)の「子どもむけコーナー」に、さかな釣りゲーム・“けん玉”を作って遊ぼう!(学生会)、木のつみ木で遊ぼう!(幼児教育学科 谷村ゼミ)、かわいい“缶バッチ”を作ろう!(生活デザイン総合学科 菅瀬ゼミ)の学生、教職員が参加をした。延べ180人の親子が学泉ブースに来場し、学生らと楽しく交流をした。

## ⑥幼児教育学科ボランティア活動

障がい児童の放課後デイサービス「HOPE」において「一緒に遊ぼう企画」(8月8・21・30日)[谷村ゼミ]、やはぎかん「子どもの街」での活動(7月29日)[神谷・伊藤ゼミ]、安城市西部福祉センター「西部地域まつり」でのお店屋さんごっこ・イベントブース手伝い(11月25・26日)[岡田ゼミ、神谷ゼミ]、岡崎市中園保育園「誕生日会お楽しみ会」では企画実践(12月7日)[岡田ゼミ]を行った。

## ⑦木曜サロン活動

生活デザイン総合学科では、大学近隣の地域担当の橋目地域包括支援センターと協働し、住民の方を招き「木曜サロン」を2017(平成29)年度は年10回、毎月、第四木曜日に開催した。

「木曜サロン」の運営は、ゼミ活動の一環で行っており、小山田、菅瀬、秦、山本、後藤、江

良、木村ゼミが担当している。学生が主体となりサロンの内容を企画し、地域の方々との交流と活性化に貢献している。この地域貢献活動は継続して実施する予定である。

#### ⑧学生会活動

2017（平成 29）年 8 月 9 日（水）19：00～20：00 場所：岡崎市役所福祉会館において市民対話集会が開催された。テーマ：「若者が住みよいまちづくり」について学生会の学生たち 9 名が参加をし、代表者 2 名が発言者として市長への意見・要望を述べた。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学は、学園寄附行為の変更により、創設時に定めた「建学の精神」の見直しを受けて、2017（平成 29）年度に本学学則を改正して新たな「建学の精神」を制定した。学生や保護者、教職員には新たな「建学の精神」に基づく教育実施について周知徹底を図るため、学長からの様々な媒体による広報をとおして、分かりやすく説明している。さらに、地域・地方公共団体等（岡崎市他）に向けては、「建学の精神」に基づく本学教育の開放（公開講座、地域総合科学科である生活デザイン総合学科による生涯学習の機会の提供）及び研究資源（人材・設備）と成果の還元に努めている。今後とも、学内外で「建学の精神」の具現化を図り、地域の高等教育機関として貢献できるよう一層努めることとしている。

#### <テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

本学では、「建学の精神」を核にした教育を強力に推進し、創立者が目指した「経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成する」こととしている。2012（平成 24）年度の創立 100 周年を機に、社会の変化に対応するために新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神」を核にした教育と共に「社会人基礎力」を核にした教育及び「pisa 型学力」を核にした教育を本学の三本柱とした。2017（平成 29）年、これをさらに発展させ、「智性・徳性・感性・身体・行動」すなわち「智・徳・体・感・行」に基づいた「3 つの挑戦（不得意への挑戦・上達への挑戦・未知への挑戦）」プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これによる教育を行うこととした。

## [テーマ 基準 I -B 教育の効果]

### <根拠資料>

- 提出資料
- 1 キャンパスライフ（学生便覧）「学則」
  - 2 学則第1条及び第4条「教育の目的・目標」
  - 3 学則3つのポリシー「学修の成果」

### [区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

#### <区分 基準 I -B-1 の現状>

本学の教育目標は、「建学の精神」を基に学則並びに「学位授与の方針」によって明確に示している。すなわち、『各学科の教育目的・目標は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、社会的に自立していく上で必要な①スキル・リテラシー・教養等に関する一般知識・技能、②食物栄養学科では、食と健康に関する専門職に必要な専門的知識・技能：幼児教育学科では、幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的知識・技能、生活デザイン総合学科では、変化する社会の中で自己の価値観を確立しながら職業の選択だけでなくライフスタイルを自らデザインできる能力に必要な専門的知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識・技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題に貢献できる人材を育成することである。』としている。（キャンパスライフ（学生便覧）2017 P115 学則）

教育目的や目標は、「学則」で規定しており、キャンパスライフ（学生便覧）、本学ホームページ等で学内外に広く公表している。

各学科では、教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に適切に込えているかについて、FD委員会を中心に教務部委員会や学生部委員会、就職指導委員会と協働して、卒業生や地域・企業等の意見・要望等を受けながら、定期的かつ組織的に点検している。また、毎月行われる各学科運営委員会の中で、定期的に教育目的や教育目標が現代社会のニーズに沿ったものであるかについて点検している。

### [区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

#### <区分 基準 I -B-2 の現状>

本学は、学則第10条で「3つのポリシー」の策定を規定し、同策定委員による検討を経て具体的な内容はその細則で明示している。各学科の学修成果は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）及びカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）の中に記載し、「建学の精神」及び教育の目的・目標に基づき定めている。具体的には、細則の教育課程編成・実施の方針の項目（C）の学修成果について、『①建学の精神と倫理観の修得、②文章理解・コミュニケーションスキル・数量的スキル・情報処理スキルなど汎用的能力の修得、③獲得した知識等を活用し、新たな課題に適応して解決する pisa 型学力の修得、④文化・社会・自然に関する知識修得と理解、⑤態度・志向性・自己管理能力・チームワークなど行動特性の獲得、⑥専門的な知識や技術・技能の

修得』などの学修の成果を明示し、これら学修の成果と密接な細則（D）の資格対応において、取得可能な免許・資格などを例示している。

学内外に対して、「3つのポリシー」は「キャンパスライフ（学生便覧）」や志願者用の学生募集要項、本学ホームページ等で表明している。

毎年、本学では学校教育法の規定により、外部者から本学教育全般並びに学習成果（具体的なスキル・資格等）の改善・充実の意見などを受けるため、外部者による評価会議を開催している（8～9月）。得られた意見等はFD委員会と自己点検評価委員会でそれぞれ検討して、「3つのポリシー策定委員会」が次年度の「3つのポリシー」及び「学修成果」の策定に反映している。

**〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕**

#### ＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学は、学則第 10 条でディプロマポリシー（学位授与の方針）・アドミッションポリシー（入学者受入の方針）・カリキュラムポリシー（教育課程編成と実施の方針）の「3つの方針」の策定を規定し、各学科の具体的な内容は細則で定めて表明している。すなわち、カリキュラム委員会とFD委員会を中心に組織的かつ一体的に検討し、「3つのポリシー策定委員会」で策定した「3つの方針」原案は、教授会で決定している。決定した各学科の「3つの方針」は、細則の第 2 条で食物栄養学科を、第 3 条で幼児教育学科を、第 4 条では生活デザイン総合学科について表明している。策定にあたっての基本方針としては、「建学の精神」に基づく本学教育の学修成果であるディプロマポリシーを基に、これに帰結するアドミッションポリシーとカリキュラムポリシーの三者が一貫性と整合性を保ちつつ本学に関心を持つ者が十分に理解できる表現と内容に心掛けている。また、「3つの方針」に基づく「アセスメントポリシー」を定め、学習成果情報の調査（IR室と連携）・研究と評価を行い、カリキュラム委員会で教育課程の作成に反映させるなどPDCAサイクルを作動させて、教育活動の実効性を高めている。

本学の「3つの方針」は、キャンパスライフ（学生便覧）、本学ホームページ等で学内外に広く公表している。

#### ＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

本学では教学マネジメント体制の強化と教育の質保証に向けた取り組みの推進に取り組んでいる。すなわち、FD委員会を中心に、例えば、教育の目的・目標並びに学習の成果について外部者である卒業生や地方公共団体・就職先の企業等の関係者から本学教育全般並びに学習成果に対する改善・充実の意見（能力やスキルの提案）を聴取して、「3つのポリシー策定委員会」での「3つの方針」策定の検討やカリキュラム委員会での「学習の成果」の検討に反映させている。このように、一連のPDCAサイクル作動を継続して、改善に努めることとしている。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項＞

特記事項なし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 自己点検・評価委員会規程
- 備付資料 1 過去3年間の自己点検・評価報告書
- 2 高等学校等からの意見聴取に関する記録
- 3 認証評価以外の外部評価について記録
- 4 教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

本学は、「自己点検・自己評価委員会規程」を定め、学内の自己点検・評価活動の体制を整えている。毎年、5月に第1回目の自己点検・評価委員会（以下、委員会）を開催して、前年度の教育・研究活動並びに管理運営、財務等に亘り、（一財）短期大学基準協会が認証評価の基準とするⅠ～Ⅳ基準とそれらの観点に則して、点検・評価作業を実施することを決定している。自己点検・評価活動は、学長以下、学科長、各校務分掌長及び事務局次長と事務長らが分担して組織的に作業部会を組織して、実施に当たることとしている。また、法人事務局長には、学園全体として管理運営と財務に関する点検・評価作業について依頼している。事務局次長及び事務長は、事務分掌を始め、校務分掌をまたがる点検と評価の作業について連携する体制をとって、種々の資料、統計資料、委員会議事録、規程集などの確認（点検）を行っている。学長は、教授会で当該の点検・評価活動業務を全教職員に指示し、PDCA サイクルを継続した日常的な点検評価活動が特に教育の内部質保証に資する上で重要であることを指摘している。一連の点検・評価作業は概ね7月末までに終了して、作業結果を委員会に提出している。8月から11月の間、数回開催する委員会では提出された点検・評価結果を各基準に照らして取り纏め「自己点検・評価報告書」として印刷・製本し公表している（概ね12月）。並行して、委員会で各基準に則して提起された課題については、系列大学二学部・短大の管理運営者会議を始め、教授会、運営委員会で学長が諮問し、これを受けて各分掌の委員会（学校法人・短期大学の組織図 各種会議・委員会関係組織図参照）が改善策を作成し、最終的に教授会で決定している。さらに、学長は理事会に対しても規程の変更や財政的な支援を要する事項についてはその行動計画を提案し、学園全体で改善に向けた策を講じている。毎年度に作成する本学事業計画にも自己点検・評価の成果を反映させている。

一方、企業や地方公共団体（岡崎市他）、卒業生などの外部者との評価会議を 8～9 月に例年開催して、本学の教育目標・目的に基づく教育成果や教育全般に亘る意見を求めて、教育改善に活用している。さらに、毎年 6 月には、本学園が設置する幼稚園 3 園・高等学校 2 校・併設大学 2 学部と本学が一堂に集まる「安城学園報告討論会」を開催して学園全体の教職員が教育に係る課題を共有するため、それぞれの立場で教育の改革・改善に資する課題の確認（基調報告）と実践報告に伴う討論研修会を行っている。この機会に系列二校の高等学校との間では、懸案の教育連携の種々の課題について、組織的に意見交換を実施している。また、系列以外の高等学校との間では、本学入試説明会などの機会に、高校側担当者に対して本学の現況や教育の成果について学長及び事務局次長が説明して意見を求めている。得られた意見等は、さらなる本学教育の内部質保証の改善策に盛り込むよう努めている。

委員会では、学長の諮問による活動の一環として「相互評価」の実施についても掌握しており、2009（平成 21）年度には、湊川短期大学（兵庫県三田市）との間で、互いの教育活動の現状について第一回の「相互評価」を実施し、その成果は、「相互評価報告書」として公表した。2016（平成 28）年度には、同様に湊川短期大学との間で第 2 回目の相互の評価活動を実施し、第 1 回目で指摘のあった両短大の課題に対する改善・進捗の確認と教育の内部質保証に向けたさらなる改善課題について、相互で点検評価し、「報告書」として取り纏め公表した。

#### 【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

##### <区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、自己点検・評価委員会で提起した教育の質保証に関する検討事項は、PDCA の手法に基づいて、カリキュラム委員会と FD 委員会を始め、教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会がそれぞれ掌握して改善策の検討と原案を作成している。すなわち、カリキュラム委員会では「3つのポリシー」に基づくアセスメントポリシー（査定）の取り組みによって学習成果の定期的な点検・見直し作業を行っている。

FD 委員会では教育能力の向上と改善に向けて、例えば教員の「授業公開」の取り組みの中で教員に対するルーブリック形式による授業評価を実施している。評価結果は、点数化され総評を教員に返却して、自己点検を促している。また、FD 委員会は、教務部委員会や学生部委員会と連携して学生の授業以外の学習時間・学生の授業に対する満足度・学生からの教員に対する授業改善要望などについては前期・後期末に実施する学生による「授業評価アンケート」で把握し、この結果に基づいてカリキュラム委員会が教育課程の改善に役立てている。また、教務部委員会では、カリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施の方針）に関する教育内容の向上・充実に向けて、例えば、シラバスに関して、学修内容と到達目標、15 週に亘る各授業の到達レベルの基準・各授業の予習と復習内容・評価方法については知識の確認・発表・社会人基礎力（学修態度）などを総合して評価することなどの記載事項の見直しと改善を継続して実施している。さらに、教員一人あたりの学生数、退学率・履修系統図の活用・学修ポートフォリオの構築・履修単位の上限を設定（CAP 制）して適切な運用を図っている。本学では、2016（平成 28）年度に教員評価委員会規程を整備して、教員評価委員会に

よる「教員評価」を同様に実施して、教員の授業改善と研究活動の教育への還元を促進している。就職指導委員会では卒業生の進路先に対し本学の学修成果に伴うスキルの評価や定着率などを調査して、教育課程の編成に役立てている。この他、食物栄養学科では（一社）全国栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験を毎年 2 年次の学生が受験し、その機関別評価によって教育の実効性を担保、あるいは検証の機会となっている。同様に、各学科では免許・資格の取得率の把握による教育実質化の担保やジェネリックスキルテストを年複数回実施して学生の成長の度合いを確認して、個別の指導に役立てている。

月例で開催される各学科の運営委員会の中で、これらの学修成果の査定による結果の共有化を図っている。この際、必要なカリキュラムの見直しや査定の手法についても点検・評価して改善策に反映している。

本学では年度末には、校務分掌の長及び全教員に対して当該年度の教育・研究活動、校務活動、社会的活動等の実施状況について業務報告書の作成と系列大学二学部と本学の全教職員による業務総括報告会（SD・FD 総括研修会）を義務化している。この作業では年度内の業務実施状況を PDCA サイクルの継続によって可能な限り総括することとしている。そして、改善点を次年度に向けた教員の事業計画やシラバスの作成に反映させている。

本学は、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準の他、関係省庁所管の法令等を遵守することを教育実施の基本としている。また、これら関係法令の変更時には速やかに適宜必要な措置を講じて法令遵守に努めている。例えば、食物栄養学科及び幼児教育学科では、監督官庁が法令により実施する栄養士あるいは保育士養成施設の各指導調査を受けて、指摘事項に対しては必要な改善措置を講じている。

尚、2017（平成 29）年度の「私立大学等改革総合支援事業（タイプ I）」では、本学が取り組んだ改革改善の成果に対して、特別補助金の交付となった。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

各学科では、教育目的・目標に照らした教育の質を保証するため、教員の授業改善の観点から、PDCA サイクル手法の導入による「授業公開」、「学生による授業アンケート」の実施や「教員評価」等によって、教授法や本学教育目標達成への改善努力の醸成を図っており、継続の取組みが課題である。一方、教学マネジメントの確立に向けて、校務に関する分掌業務についても検証して、教育の質保証の向上・確立に資する向けに一層の体制作りに取り組んでいる。

#### <テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

○本学は、学則で規定するように、「社会人基礎力」を核とする教育の実施に関して、2019（平成 31）年度からの本教育の実質化に向けて、従来からの各科目の評価に含めて総合的「社会人基礎力」の獲得を評価するため、行動特性（コンピテンシー）獲得の基準の整備を進めている（社会人基礎力推進委員会・教務部委員会）。



## ○「安城学園報告討論会」の開催

FD・SD活動の一環として、1999（平成11）年度より、毎年6月、本学を含む学園各設置校の教職員は一堂に会し、学園及び各設置校の教育（教授法）並びに職能改善に向けた実践報告及び今日的課題について、討論会を開催している。この研修は学園全体の共通の認識の下で、不断の教育改革・改善に向けて一致協力すべく、意識改革の機会となっている。（以下参照）

## 「安城学園報告討論会」の実施日と統一テーマ

回数	実施日	統一テーマ
第1回	平成11年6月19日	1.「地域と共に創る学校」をどのように実現していくか。 2.今年度の入試結果から今後どう取り組むか。
第2回	平成12年6月17日	「元気な大学・短大をめざして」
第3回	平成13年6月16日	「学生が元気になる教育」とは？
第4回	平成14年6月21日	「私たちの仕事はまちづくり」
第5回	平成15年6月21日	「私たちの仕事はまちづくり」 －第一・第二ステージからの再構築－
第6回	平成16年6月19日	「私たちの仕事はまちづくり」 －第一・第二ステージからの再構築－
第7回	平成17年6月18日	「本学の教育のあり方を考える」
第8回	平成18年6月17日	「本学の教育と学生支援の現状と課題－第三者評価に向けた自己点検・評価を踏まえて－」
第9回	平成19年9月3日	「わかる授業 満足度のある授業 短期大学のFD推進に向けて」
第10回	平成20年6月14日	「社会人基礎力を活用した潜在能力の開発－教員の教育力と事務職員のマネジメント力の向上をめざして－」
第11回	平成21年6月20日	「安城学園の高・大（高・短）教育連携の更なる進化を目指して」
第12回	平成22年6月19日	「教育にイノベーションを！」～誰でも無限の可能性をもっている～
第13回	平成23年6月18日	「教育にイノベーションを！」～高大・高短教育連携～
第14回	平成24年6月16日	「キャリア教育を問い直す」～真の進路保障のために～
第15回	平成25年6月25日	「教育にイノベーションを！」～無限の可能性に挑戦～

第 16 回	平成 26 年 6 月 14 日	「教育にイノベーションを！ー3つの挑戦ー」 ~無限の可能性に挑戦する若者を育成する~
第 17 回	平成 27 年 6 月 13 日	「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核にして「教育を再生する」
第 18 回	平成 28 年 6 月 11 日	「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核にした教育で勝負できる学校を作る。ープロの教員になるための 3 つの挑戦ー
第 19 回	平成 29 年 6 月 10 日	教育の質で勝負できる学校を作るー「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核としてー

上記討論会の他、本学園では例年、年始にあたり幼稚園から大学までの全教職員を集めた新年交礼会を、さらに年度末には納会を行っている。これらは何れも建学の精神を踏まえた教育の遂行を再確認し諸課題を共有する有意義な機会の一つとなっている。

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

###### ○基準 I-A 建学の精神

本学の特色・個性である「建学の精神」・「社会人基礎力」・「pisa 型学力」をそれぞれ核とする教育実施に加えて、2017（平成 29）年度からは、さらに「智・徳・体・感・行」に基づき、「直観力」・「自然体」を加えて「統合的に身に付ける」ための各学科教育に取り組むことを学則に明記して、推進することとした。

###### ○基準 I-B 教育の効果

FD 委員会を中心に、学生による「授業評価アンケート」を実施し、教育の質保証に向けて、結果の組織的な活用（教務部委員会・学生部委員会・就職指導委員会など）に一層努めている。従って、基準を下回る教員には改善計画の提出を求めている。また、各教員による「授業公開」を前期・後期でそれぞれ 1 回実施し、学科の枠を超えて教員相互に教授方法を学び合う機会を設け、短大全体で授業改善の努力を図っている。

###### ○基準 I-C 自己点検評価

全教職員が、主体的に、日常的に、自己点検・評価の作業に関わる体制が醸成されてきている。併せて、大学・短期大学管理運営者会議や理事会では、未整備であった各種の規程の体系的な整備がなされた。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

本学教育の質保証を強力に推進するため、「3つの方針」に関して、基本となるディプロマポリシー（学位授与の方針）の点検を始め、カリキュラムポリシー（教育課程の編成実施の方針）に係る教育内容と実施の改善に向けて、不断に、学習目標・目的並びに学習の成果、教育内容であるシラバスの記載項目と内容の改善、学生個人のポートフォリオ構築、IRの構築などの点検と改善及び可視化に取り組むべきと認識している。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## 〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

## ＜根拠資料＞

- 提出資料
- 1 キャンパスライフ（学生便覧）学則第 10 条「卒業認定・学位授与の方針」
  - 2 細則「3つのポリシー」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」
  - 3 シラバス「平成 29 年度」
  - 4 学年暦「平成 29 年度行事予定表」
- 備付資料
- 1 単位認定要状況表（平成 29 年度に卒業した学生の入学時から卒業時までに履修した科目）
  - 2 学習成果の獲得状況を表す量的・質的データ
  - 3 幅広く深い教養を培う教養教育の成果
  - 4 職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果

〔区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

## ＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科の短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)は、それぞれの学科の学習成果に対応した教育目標と教育方針のもとに設定されている。2016（平成 28）年度には大幅な見直しを行い、内容を刷新した。また、学識有識者の協力を得て、点検作業に参画いただいている。したがって、社会的にも通用性のあることを確認している。

3 学科の学位授与の方針は、それぞれの卒業要件、成績評価基準、資格取得要件について、キャンパスライフ（学生便覧）及びシラバスに明確に示している。また、内容については、ホームページや入試案内パンフレットに掲載し、広く学外に周知し表明している。

各学科の内容は以下のとおりである。

## 【食物栄養学科】

食物栄養学科の学位授与の方針は、建学の精神に基づき、自立して生きていくために必要な教養と、食と健康に関する専門的な知識・技能を身につけ、社会人として必要な行動特性（「社会人基礎力」）と pisa 型学力を備えた人材を育成することとしている。そのために所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士（食物栄養学）の学位を授与している。また、学習成果として取得する栄養士の資格については、栄養士法施行規則で定められた科目と単位を履修することとしており、厳格に評価し与えている。学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にし

ており学習成果に対応している。本学科では、食と健康の専門分野に関する幅広い知識や活用力の修得、食生活の改善をとおしての人々の QOL（生活の質）の向上を図ることを教育の方針としており、これらは何れも社会的（国際的）に通用性を有している。本学科では毎月の学科運営委員会や外部者の意見を聞きながら具体的に卒業認定・学位授与の方針の見直しを行っている。その見直し案については、本学 FD 委員会で外部者の意見を取り入れて確認して、自己点検・評価委員会の協議を経て教授会に諮り決定している。

#### 【幼児教育学科】

幼児教育学科の学位授与の方針は、本学の教育目標と教育方針の下に、「真心・努力・奉仕・感謝」の 4 大精神の実践を通して、社会的に自立して生きていく上で必要な①スキル・リテラシー・教養に関する一般的知識・技能、②幼児教育及び保育に関する専門職に必要な専門的な知識・技能、③建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合的に身に付け、社会に出てからはこれらの知識、技能をベースに生涯学習社会の中で自己の潜在能力をさらに開発しながら、職場と地域の課題解決に貢献できる人材を育成することである。そのために所定の単位を修得した者に対し卒業を認定し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与している。学修成果として取得する幼稚園教諭二種免許及び保育士資格取得については短大設置基準に定められた科目と単位を履修することとしており、厳格に評価し与えている。卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確にしており学習成果に対応している。学位授与の方針は単に知識と技能の修得を目指したものではなく、子どもの最善の利益と健やかな成長を願い、主体的、積極的に子どもと関わり、かつグローバルな視点に立って貢献できる実践力を求めている。したがって、学位授与の方針は社会的（国際的）に広く通用するものとなっている。本学科では、毎月の学科運営委員会で学科の学位授与に関することについて協議・点検を行っている。その見直し案については、本学 FD 委員会で外部者の意見を取り入れて確認して、自己点検評価委員会の協議を経て教授会に諮り決定している。

#### 【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科の学位授与の方針は、建学の精神に基づき、教養や専門的スキルを横断的・具体的に身につけ、さらに社会人として必要な行動特性（「社会人基礎力」）や pisa 型学力を備え、地域貢献することができる人材の育成である。したがって、本学科では、多様な学習目標に対応する成果を出し、所定の単位を修得した者に卒業を認定して短期大学士（地域総合科学）の学位を授与している。すなわち、将来の進路方針が未定である学生が、自分の興味・関心及び卒業後の進路等を考えて独自の学習プログラムを設定し学習することとしており、自己の潜在能力を開発しながら地域・社会に貢献できる社会人の育成を目指している。また、本学科から留学を志す卒業生も数多く輩出しており、国内外のビジネス現場で活躍するなどの成果を出している。このように、学位授与の方針は、多様な学習目標と獲得成果を具体的に示しており、社会的（国際的）にも通用性があるものである。本学科運営委員会では、隔年毎にカリキュラムの大幅な見直しや刷新を行うこととしており、その際に卒業認定と学位授与の方針についても点検している。卒業認定と学位授与に関する点検結果は本学 FD 委員会で外部者の

意見を取り入れて確認して、自己点検・評価委員会の協議を経て教授会に諮り決定している。

**〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。〕**

**＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞**

食物栄養学科、幼児教育学科及び生活デザイン総合学科では、それぞれの卒業認定と学位授与の方針に基づき、教育課程を具体的に明示している。また、その内容については、学科毎、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、詳細についてはシラバスに明示されている。シラバスには、科目の到達目標、15週にわたっての授業内容、準備学修の内容とそれにかかる時間、授業時間数、成績評価の方法と基準、使用する教科書が示され、その他にも学位授与の方針の一つである社会人基礎力育成に関する各授業での実践目標が提示されている。さらには、2016（平成28）年度から「履修系統図」を作成し、カリキュラムの体系性をわかりやすく示している。成績評価については、教育の質保証に向けて厳格に示されており、到達目標の達成度が成績評価に反映されるように設定されている。

食物栄養学科及び幼児教育学科では、専門職養成という学科の特質から、法令に基づいた教育課程が編成されており、同様に法令等を遵守し、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり教員配置が厳格になされている。また、これらは監督官庁の検査・指導により適正に運用されている。幼児教育学科では少人数教育を充実させるために、非常勤講師採用を含めた教育環境の充実を図っている。生活デザイン総合学科では、教育目標を踏まえて設定された160科目に及ぶ科目数で専門領域を多角的に学ぶことができるように編成されている。また、教員は専任・非常勤講師何れにおいても法令及び経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員資格にのっとり適正に採用配置している。各学科の教育課程の見直しは、時代や社会のニーズに沿った編成、関係法令の改正に伴う変更等を常に意識し、年度毎または隔年毎に学科内で検討し、外部者の意見を取り入れてFD委員会と自己点検評価委員会の協議を経て決定している。

**〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕**

**＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞**

**【食物栄養学科】**

食物栄養学科では教養科目として、「健康スポーツ」「実用英語」「科学概論」「心理学」「人間関係論」「情報処理演習」など14科目を履修できるようにし、幅広い教養を培えるようにしている。科学概論は生化学や食品学、解剖学などの化学系科目の基礎となり、情報処理演習や文書作成法演習などのコンピューター関連の科目は、医療事務の資格や栄養士学外実習、栄養教育の媒体作りの基礎となるなど、専門教育科目と連動しており、このことはシラバスにも示されている。教養教育の効果については、栄養士学外実習や2年後期に実施される栄養士実力認定試験、医事管理士、医療管理秘書士認定試験などの結果を参考に評価し、改善に取り組んでいる。

**【幼児教育学科】**

幼児教育学科では教養科目の中で、基礎教養を身につけるとともに、広く社会人と

しての人間性を学ぶことを目的にし、社会人としての自立や、充実した学生生活のため「無限の可能性開発講座」「文章表現とコミュニケーション」「体育講義」「体育実技」「英会話」やコンピュータを使用した「情報処理演習」など科目設定を14科目ほど履修できるようにし、幅広い教養を培えるようにしている。「相談援助」「教育制度・保育者論」「教育・保育原理」等は保育の本質・目的の理解に関する科目として、また「教育心理学」「発達心理学」「子どもの食と栄養」「子どもの精神保健」など、保育の対象を理解する科目、「幼児学ゼミナール」、保育内容等保育の内容・方法の理解に関する科目、「造形」「体育」「音学表現」などの保育の表現技術そしてそれらは教育・保育実習とともに連動し、それぞれの知識・技術をより深められるよう編成されている。この関連についてはシラバスにも明確に記されている。教養教育の効果については、学生の履修状況や教育実習Ⅰ・Ⅱや保育実習Ⅰ・Ⅱ、施設実習Ⅰ・Ⅱなどの結果を参考に評価し、改善に取り組んでいる。

#### 【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科ではベーシックフィールドの中で、「コンピュータ基礎演習」「生涯スポーツ」「心のはたらき」「健康管理論」「国際理解」など科目設定を20科目ほど履修できるようにし、幅広い教養を培えるようにしている。コンピュータ関連の教養科目は情報ユニットに、国際理解は異文化ユニットに、健康関連の教養科目は、スポーツ・医療・福祉フィールドの専門科目と連動し、それぞれの知識・技術を深められるよう編成されている。この関連についてはシラバスにも明確に記されている。教養教育の効果については、学生の履修状況や学習成果から評価し、内容の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

#### <区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

#### 【食物栄養学科】

食物栄養学科では1年次に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」で、社会に出て仕事を行う際に求められる社会人基礎力の理解と、栄養士や医療事務としてチームで効率よく働くために必要な能力である「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「規律性」などの向上や上手にコミュニケーションが図れるような授業内容を編成し実施している。また、「キャリアデザイン講座」では、自らの可能性を活かしつつ組織や社会の中で貢献できるように、栄養士の仕事や役割、職業倫理等を理解し、さまざまな挑戦を通じて得意を伸ばし、自己実現が可能となるような人生デザインが設定できるよう仕向けている。さらに「特別演習」では「マナーとエチケット」「働くことの意義」をテーマにした講義を実践している。カリキュラム後半では、就職活動に必要なエントリーシート作成や面接指導、筆記試験等を通して能力を高め、職業への接続を図る教育体制を整え、授業編成している。これらの授業は、实际生活にも必要な能力の育成にもつながっているものと判断している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業

態や業種への就職状況等から評価し、改善に取り組んでいる。

#### 【幼児教育学科】

幼児教育学科では1年次の「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」をとおして一人ひとりの無限の可能性を限界まで引き出せるようにし、保育職に必要な技術、子どもとの実践的関わりの体験や現職者の体験を通して保育職の魅力を伝えるなど保育職を志す人としての人間形成の基を築いている。また、1年次後期に「キャリアデザインⅠ」、2年次前期「キャリアデザインⅡ」を開講している。この授業は保育職としての知識、実技や人間観から自己分析、一般教養対策、公務員対策など幅広く就職に必要な教育を全学生に対して編成している。選択ではあるが、就職活動に必要な面接、書類作成などの能力をさらに高めたい学生が受講できるように編成している。このように短期大学設置基準にのっとり、職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の保育士資格、幼稚園教諭免許の取得状況や就職状況などをみながら評価し、改善に取り組んでいる。

#### 【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では1年次に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」と「インターンシップ」の授業があり、キャリア教育に力を入れている。必須科目の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」では、職業観から自己分析、一般教養対策、企業研究など幅広く就職に必要な教育を全学生に対して編成している。「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」は選択ではあるが、就職活動に必要な面接、書類作成などの能力をさらに高めたい学生が受講できるように編成している。さらに「インターンシップ」では、実際現場で職業体験をして必要な能力を高めたい学生が受講できるように編成し実施している。また、実際生活にも必要な行動特性を育成するために、社会人基礎力を身につけるための授業として「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」を1年次に前期・後期に分けて必須科目として開講している。このように短期大学設置基準にのっとり、職業教育を実施している。職業教育の効果については、学生の履修状況や希望する業態や業種への就職状況などをみながら評価し、改善に取り組んでいる。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受入れの方針は各学科の学習成果に対応している。食物栄養学科では栄養士養成施設として、人間が生きていく基本である「食」を通して、人々の健康を維持・増進し、生活の質（QOL）を高めることができる人材養成を、幼児教育学科では幼稚園教諭・保育士養成施設として、子どもの成長と幸福を願い、保育者として社会に貢献したいという志を持った人材養成を、生活デザイン総合学科では多様な分野の科目履修によって得られる幅広い教養を基に、自己の進路設計・進路実現に必要な基礎・専門的知識・技能を持つ人材養成を、それぞれ各学科の受入れ方針として定めている。

学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。本学への入学を希望する受験生



に対して作成している学生募集要項には、入学者の受入れ方針を各学科別に何れも明確に示している。その他、入試ガイドや AO 入試ガイド、ホームページ上にも入学者受入れ方針を記載し広く受験生への周知を図っている。

入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。本学各学科の入学者受入れ方針では、学力の 3 要素について高等学校等における基礎的・基本的な知識・技能や課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に学習に取り組む態度等を具体的に定め、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。推薦入試では高等学校レベルの基礎的な国語力を基礎学力テスト（常識テスト）で図り、面接試験の中では各学科の受入れ方針とのマッチングに努めている。一般入試では、入学後に必要となる国語力を図る学力試験に加え、英語・生物・日本史などの選択科目から各学科で必要とされる基礎的な学力把握に努めている。AO 入試では、エントリー者に対して自己 PR またはプレゼンテーションと面談（～30 分）を実施し、複数教員で学科の理解や学ぶ意欲等を事前に確認し、その上で出願へ進むシステムを採用している。このほか、社会人入試・留学生入試の面接試験は複数教員が担当し、学科単位で受入れ方針の確認を図っている。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。入試種別ごとに、願書受付から合否通知の発送までの流れは以下のとおりである。

- ① AO 入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（書類審査）→判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ② 指定校推薦入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（面接）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ③ 推薦入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（常識テスト・面接）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ④ I 期入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（学力試験 2 科目）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ⑤ センター試験利用入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→大学入試センターよりデータ入手→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ⑥ II 期入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（学力試験 1 科目）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）
- ⑦ 社会人入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（作文・面接）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委

員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）

- ⑧ 留学生入試：願書受付（書類確認後受験票発送）→試験実施（小論文・面接）→合否判定資料作成（入試広報室）→合否判定原案作成（入試委員会）→合否判定委員会（教授会）→合否通知発送（入試広報室）

上記の各入試は公正かつ適正に実施されている。事前に行われる入試委員会や教授会においては面接実施要項を審議し、質問内容や所要時間が公正に保たれるように配慮している。

授業料、その他入学に必要な経費を明示している。本学への入学を希望する受験生に対して作成している学生募集要項には、授業料その他入学に必要な経費を明示している。その他、入試ガイドやホームページ上にも必要経費を記載し広く受験生への周知を図っている。

アドミッション・オフィス等を整備している。事務局内に入試広報室（併設大学家政学部と兼担で専任事務職員 4 人、派遣社員 1 人）を配置して広報・入試事務を一元的に行っている。3 月のスプリングカレッジを皮切りに年間 5 回のオープンキャンパス等を企画立案し、また、進学相談会や高校訪問の調整をとおしてこれらへの参加要請等を行っている。受験雑誌への広告出稿、交通広告、新聞広告等も年間をとおして計画的に実施している。また、Web サイトホームページ上での情報発信も広報活動において重要であると位置付け、専任職員と派遣社員が専属でタイムリーな情報発信を行っている。入試事務は専任職員全員で担当し出願受付から合否発表、入学手続きまで遺漏なく遂行している。

受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。受験生や保護者からの問い合わせに対しては、ダイヤルインによる直通電話や FAX・メールで対応している。また、短期大学要覧等の諸資料にはホームページアドレスやメールアドレスを明記し受験生等からの問い合わせに迅速に応じている。その他、高等学校単位での見学会や個別の本学見学も随時受け入れ、関係学科はいつでも問い合わせに対応できるようにしている。また、各高等学校内で行われる進学相談会にも積極的に参加し、受験生の進学相談に応じている。

入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。二つの系列高校とは綿密な連携を図っており、特に 3 年生担任会に対しては本学の入学者受入れの方針を具体的に説明し定見を聴取している。また、一般高校に対しては毎年、本学ほか外部会場を設けて「入試説明会」を行い、意見交換を通して理解を深め改善に努めている。

多様な入試種別と実施体制は定着しているが、社会状況の変化や志願者の動向によって入学定員に満たない学生募集の結果となる場合がある。したがって、入試終了後は速やかに入試委員会を中心に、次年度に向けた入試政策を検討することとしている。すなわち、本学の入学者受入れの方針に基づいて、入試種別の募集人員、オープンキャンパスや広報のあり方、入試実施時期、さらには、AO 入試の実施内容や方法・回数、また I 期・II 期入試の学力試験の出題内容等、点検・評価を実施して、必要な改善を継続して実施している。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

本学は、建学の精神、pisa 型学力、社会人基礎力を核とする教育の実践に努めており、各学科の教育目標は具体的な学習成果取得のために設定されている。各学科の学習成果には具体性があり、ゼミナール発表会、卒業ファッションショー、社会人基礎力育成グランプリ等の質的な査定により実施している。また、外部のアセスメント試験結果、資格取得、検定合格率、就職率等の量的な査定においても達成可能である。これらは、いずれも 2 年間といった一定期間内での獲得を目指しており、学習成果には、学外での発表や外部機関との連携結果も含まれており、実際的な価値があるといえる。

各学科の内容については、以下に示すとおりである。

【食物栄養学科】

食物栄養学科の学習成果は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得と栄養士実力認定試験の結果、社会人に必須な行動特性（「社会人基礎力」）の獲得があげられる。2017（平成 29）年度の栄養士資格の取得率は 97.6%、医事管理士及び医療管理秘書士の資格取得率は希望者に対して 100%であった。また、2 年生後期に実施される一般社団法人全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験の成績の結果は、短期大学全体の平均点を上回っており、本学科の学習成果は具体性があり、かつ資格取得率や認定試験の点数などから測定は可能であると捉えている。また、社会人基礎力の獲得については、地元団体（藤川まちづくり協議会）、地元企業（ホテルトヨタキャッスル）との協同活動で、「食育教室」「むらさき麦まつり」「メニュー開発」などを実施し、連携先から種々の評価と助言を得ている。以上の資格取得をはじめとした学習成果は、いずれも短期大学の 2 年間のカリキュラムで達成できるように組まれている。

【幼児教育学科】

幼児教育学科の学習成果は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得を目標としている。これら免許・資格の取得率はそれぞれ 96.9%・98.4%であった。就職内定率は 96.8%であり、その内の 94.3%が幼稚園、保育園等の専門職に就職した。また、シラバスには各科目の学習目標や到達目標を示し、さらに「社会人基礎力」の育成に関しても獲得すべき能力としての行動特性を示して評価することを明記している。また、幼児教育・保育現場での経験豊富な教員の配置によって資格や資質の上で適格者が学生指導にあたっており、得られた学習成果は実際的な価値を有している。学習成果は期末試験の他、各種施設実習における評価票によって測定している。

【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科の教育課程における全科目は、学科のシラバスにそれぞれ学習教育目標や到達目標を表記している。また、「社会人基礎力」で身につけるべき行動特性についても明記しており、教員一人ひとりが適切に評価するよう努めることとしている。本学科では、多彩な科目群の中から学生の目的や興味・関心に合わせて自由

に科目が選択できる「カフェテリア履修」を採用しており、多様な学生の進路にも対応し教育効果を上げている。

授業を履修することによって取得できる資格は、ビジネス実務士、情報処理士、ウェブデザイン実務士、秘書士（メディカル秘書）、図書館司書、レクリエーション・インストラクター、介護職員初任者研修の 7 つであり、スポーツインストラクター、フードスペシャリスト、ピアヘルパー、ビードルワークの 4 つの資格は授業を履修することによって受験資格を得ることができる。すなわち学修成果として取得可能な資格は 11 種類である。また、各種検定試験対策も積極的に実施して毎年合格者を多数輩出している。本学科の教育課程は多彩な学習分野の中から自分の学習プログラムを選び学習する履修方式を採用しており、積み上げ方式と異なる点の特徴である。また、通年で履修する「学びとライフプランニング I・II」、「総合ゼミナール」以外の科目は、半期の学習で完結する内容となっており、学習しやすく、成果も得られやすい。併せて、資格取得では教員の指導・支援が手厚い体制となっている。また、情報処理等の演習科目には助手・研究補助員を配置し、学生の授業の理解度に合わせて個別に支援しており、学生一人ひとりが目標とする学習成果は達成可能である。

社会人基礎力の獲得については、産学連携事業（認知症カフェ事業、ユニフォーム開発事業、アクセサリ商品化事業）や木曜サロン活動をとおして地域の方々と関わりを持つことで実践し助言により、一定の期間内で成果を得ている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕**

**<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>**

3 学科ともに学習成果の獲得状況について、履修カルテ（学修ポートフォリオ）を作成し、学期ごとに点検している。また、学期ごとに GPA 値を算出して、成績不振学生に対しては指導教授が特別指導にあたっている。2 期連続して、GPA 値が低い学生に対しては、保護者同席のもと、特別指導を実施している。

各科目については、GPA 分布グラフを活用して、学科ごとに成績の平準化の観点から教務部委員会で点検を行っている。分析結果から、試験のあり方、科目内容の難易度、受講者数の課題について検討している。

短大全体として、学期ごとに授業評価アンケートを全科目で実施しており、その中で授業評価だけでなく、学生が学習に対する取り組みの自己評価も併せて調査しており、授業外の学習時間などを把握している。その結果を踏まえて、教員側も課題のあり方や内容を検討し、正課外学習への働きかけを行っている。

同窓生や雇用者などの外部への調査は実施できていないので、学習成果の点検、評価を目的とした調査を今後実施する予定で準備を進めている。

食物栄養学科や幼児教育学科では、資格取得のための学外実習があるため、インターンシップは行っていない。生活デザイン総合学科では、インターンシップを授業科目として配置しているので、多くの学生が参加している。学外活動として、インターンシップの実施状況を就職指導委員会などの関連会議で報告し、就職支援と結びつけて指導している。

学習成果については、ホームページ、大学広報、大学要覧などに具体的に示され、学内外に公表している。また、3月末に実施された大学・短期大学総括会議にて、留学参加率、大学編入学率、学籍異動の詳細、就職率などを全教職員に報告し、大学全体をあげて点検している。さらには外部の評価委員に対して、学習成果の獲得状況を報告し、外部評価者による会議で点検し、意見をいただいている。

**[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]**

**<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

本学では、3学科ともに毎年、卒業生の就職先への企業訪問を全教員を上げて実施しており、卒業生の活躍状況や本学の教育に関する要望を調査している。2017(平成29)年度は、延べ35社の企業訪問を実施した。また、食物栄養学科や幼児教育学科では在学生の実習先への巡回の際に、過年度卒業生の状況把握について同様に行っている。これらは、「報告書」として情報をまとめ、関係部署に提供している。また、学内ネットワークで閲覧できるようにし、各学科、教員間で情報を共有している。さらには、聴取した結果を各学科の授業に反映させ、カリキュラム改正に活かすなど、学習成果の点検に活用している。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

アドミッション、カリキュラム、ディプロマの3つのポリシーを策定し、その内容にそって教育課程を編成しているが、点検・評価を行うためのアセスメントポリシーが策定されていない。アセスメントポリシーを策定し、PDCAサイクルに沿って点検評価の実施が今後の課題である。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>**

教育課程において、知識の修得以外に全教科をあげて社会人基礎力の育成に努めている。授業の中で能力要素を発揮し、学生一人ひとりが成長できるように授業内容を工夫している。社会人基礎力の育成が学習成果の獲得に繋がることを目指して取り組んでいる。

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

## ＜根拠資料＞

- |      |  |
|------|--|
| 提出資料 | 1 キャンパスライフ（学生便覧）                       |
|      | 2 募集要項、入学願書「平成 29 年度入学者用、平成 30 年度入学者用」 |
| 備付資料 | 1 学生支援の満足度について調査結果                     |
|      | 2 就職先からの卒業生に対する評価結果                    |
|      | 3 卒業生アンケート調査結果                         |
|      | 4 入学志願者に対する入学までの情報提供                   |
|      | 5 入学手続者に対する入学までの学習支援                   |
|      | 6 学生の履修指導（ガイダンス・オリエンテーション資料）           |
|      | 7 学生支援のための学生の個人情報記録する様式                |
|      | 8 進路一覧表・実績（過去 3 年間）                    |
|      | 9 GPA 等の成績分布                           |
|      | 10 学生による授業評価票及びその結果                    |
|      | 11 社会人受け入れについて                         |
|      | 12 海外留学希望者に向けた資料                       |
|      | 13 留学生の受け入れについて資料                      |

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

## ＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学 3 学科では、学科の学習成果の獲得に向けて、全教員が学位授与の方針に対応した成績評価基準を設定し、学習成果を評価している。各授業科目では、シラバスに成績評価方法と評価基準を具体的に明示し、各教員は成績を評価する中で学習成果の獲得状況を把握している。学期毎に成績表及び GPA を指導教授、教務部委員に開示して学習指導に当たる教員が学生の学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導を行っている。また GPA 値が 1.5 以下の学生については、指導教授、教務部委員及び学科長が成績改善に向けて特別指導を実施している。

教員は学期毎に「授業評価アンケート」を実施している。2017（平成 29）年度は、前期、後期ともに全科目について実施した。アンケート結果については、担当部署で集計した上で、結果を各教員にフィードバックして、それぞれに講評をまとめている。各学科の結果のまとめは FD 委員が作成して FD 委員会として内容を確認・認識している。講評結果については、教務課及び図書館に設置して、教職員及び学生に公開している。全教員は FD 活動の一環として、授業・教育方法の改善に努め、より良い授業が展開できることを目指している。

本学 3 学科では、学科独自のポートフォリオを用いて、学科の教育目的・目標の達成状況を把握している。その際、各クラスに配置された指導教授が主に指導にあたり、科目の履修指導や卒業に至る指導を行っている。学生はポートフォリオをもとに達成状況を確認して、目標設定や課題解決のための行動設定に役立たせている。

事務職員は、分掌の会議参加や教員との情報交換を日常的に行い、所属部署の職務を通じて、学生の学習成果獲得に向けて支援している。特に助手・研究補助員は実習

や演習授業の補助に入って、学習面でのサポートを行っている。学生一人ひとりの能力の格差が広がる中で、教育目的達成に向けて大いに貢献している。

2018（平成 30）年 3 月には SD 活動として、全教職員対象に、企業で活躍している人事の方を講師として招き「社会が求める人材像に育てるための大学教育」というテーマのもと研修会を実施した。

授業教材や視聴覚機器等については、学習成果の獲得に向けて、教務部・教務課・SE と連携して、適正かつ効率的な運用と配置に努め維持管理を行い支援するとともに成績記録等を規程に基づき適切に保管している。また、学内 LAN 及びコンピュータ使用については、多くの授業で活用を行い、学生の利用促進を図っている。したがって 4 教室ある情報教室の使用頻度は高くなっている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

本学 3 学科では、学習成果の獲得に向けてオリエンテーションを実施して、その中で学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の解説や科目選択のためのガイダンスを行っている。その際にシラバスやキャンパスライフ（学生便覧）を活用して学生指導に当たっている。

2016（平成 28）年度後期から国語分野について、2017（平成 29）年度後期からは国語分野に加えて、数的理解のリメディアル教育を実施している。課題の試験結果及び GPA 値より基礎学力が不足している学生を対象として、補習授業と課題の確認テストを行っている。また、全教員がオフィスアワーの時間を設定することにより、学生が気軽に学習上の悩みや相談に乗れるような環境をつくり、一人ひとりきめ細やかな指導ができる体制を整備している。

留学については、オリエンテーション等でプログラムの紹介と応募を呼び掛けている。生活デザイン総合学科の学生を中心に、カナダ・韓国の姉妹校提携した大学と長期の交換留学を実施している。カナダのカピラノ大学へは交換留学生を 3 人ずつ、4 ヶ月の期間で相互に受け入れている。また、韓国の烏山大学へも交換留学生を 3 人ずつ、1 年間の期間で相互に受け入れている。これは旅費・授業料等をお互いの提携校の経費で負担し、学生は経済的な負担ができる限り少なく、海外において学習することができる。学生にとっては学習成果の獲得に向けて、大変恵まれた制度である。

各学科の内容については、以下に示すとおりである。

【食物栄養学科】

食物栄養学科では、入学手続者に対して入学前課題を課し、食と健康に関する専門的な知識・技術を獲得すること、数的理解の知識が必要であることなどの情報を提供している。入学時には、2 日間のオリエンテーションを実施している。そこでは、各学科共通のキャンパスライフ（学生便覧）、食物栄養学科のシラバスを配布し、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の資格取得に必要な科目の選択と履修方法、有意義な学生生活を送るためのアドバイスをしている。

学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法について、初回の授業時に指導を行っている。その際には、シラバスを使い、科目の概要や隣接領域科目との関連及び授業に

臨む姿勢等の他に、学習目標及び到達目標、「社会人基礎力」について説明している。また、使用するテキストの概要及び参考文献、履修に必要な予備知識や技能、学習上の助言等を行い、その科目を履修する意義等について解説している。また、「栄養士学外実習のしおり」「栄養士学外実習記録ノート」を独自に発行している。これは学外実習を効果的に実施することを目的としたもので、社会人としてのマナーや実習施設訪問時の心構え、実習に取り組む姿勢等が収載され、栄養士学外実習の手引書となっている。

科目毎に必要なとされる基礎学力は千差万別であるが、特に理系科目において学習支援を必要とするケースが目立つ。そのため、それに対応して組織的な取り組みをしている。例えば、基礎学力の不足する学生や専門科目を十分理解していない学生に対しては、研究室において、一定のレベルに達するまで個別指導を行っている。逆に理解度の高い学生に関しても同様に個別指導を実施し、場合によっては図書室にある専門書などの紹介もしている。また、栄養士実力認定試験に向けては、2年生全員を対象に学科の全教員が担当して、延べ5回の補習授業を行い学力の向上を図っている。また、本学科は入学定員40人の小規模な学科であるため、学生との意志の疎通が図りやすいという長所がある。本学科では、5人（学長を除く）の教員に学生を割り当てた「指導教授制」を整備して、学習上の悩みや進路の相談や実習先選び等について相談に応じている。

学習成果の獲得状況は、各資格の取得状況、栄養士認定試験の結果、各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果などを基に学習支援の方策を点検している。

### 【幼児教育学科】

幼児教育学科の新入生には、2日間にわたってオリエンテーションを実施している。特に、資格取得に向け履修登録の方法や学校生活に必要な諸情報の丁寧な説明を行い、2日目の午後は幼児教育学科独自のオリエンテーションでは、教務、学生、図書、就職指導等各校務担当の教員から、学生生活の詳細にわたる説明が行われ、その後クラス毎に別れて懇談会を行っている。入学時には保護者に対し、職員紹介や学校生活の概要説明、諸経費、就職について説明を行い、1年次後期、2年次の前期・後期においても詳細なオリエンテーションを行っている。また、各県から、指定保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格に必要な修学資金の貸し付けを受けており、保護者からの要望に対し家庭状況や授業態度、学修成果等をもとに優先順位をつけ、厳選し制度を活用している。

専門職としての資格・免許取得に欠かせない教育・保育・施設実習の手引書を本学科独自で発行しており、実習前の事前指導に活用してその内容に関しては毎年見直し改訂を行い実習に対して成果が発揮できるようにしている。

本学科では、教養科目に「無限の可能性開発講座Ⅰ・Ⅱ」という全教員による少人数指導授業を実施して必要があれば授業時間以外でも、担当教員において個別指導を行い学修成果の獲得ができるようにしている。また、生活調査アンケートを取り現状状況を把握、各教員に周知し指導に活用や個別面談を通して学習状況や、短修得状況、就職指導など個別に行い、リメディアル教育では試験結果をもとに担当指導教員によ



る個別指導による学力向上を図っている。実技系科目については補習を実施しておりピアノ指導では、課題曲練習の進行状況が芳しくない学生に対して、長期休暇中に補習指導日を設けて指導している。体育実技においても、実技課題が及第しない場合、時間外または長期休暇中に補習指導を実施している。幼児教育学科には3人の研究補助員が常駐しており、学生と教員の橋渡しや学生支援、教員補助等の大切な役割を果たしている。

本学科では、学内コンサート、こどもまつり、研究保育報告会、幼児学ゼミナール報告会等の学科行事を積極的に行っている。それらの多くは、学習の成果を発表する場として機能しており、発表者として選抜された優秀な学生にとっては、学習の振り返りや総括になり、更なる学習意欲を喚起している。同時に優秀な学生の成果の発表は他の学生のモデルとなり、意欲喚起、学習効果の向上につながっている。

学習成果の獲得は、各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果などを基本に学習支援の方策を点検している。

### 【生活デザイン総合学科】

生活デザイン総合学科では、新入生に対して入学前オリエンテーションを実施して、学習成果の獲得に向けて履修に関する詳細な説明を行っている。学期毎の科目登録の際、全体のオリエンテーションを行っているが、それ以外にも必修科目「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」(2年間各通年)を設け、そこで担当教員が学生の関心や進路に基づき、科目選択について個別にきめ細やかなアドバイスを行っている。また、ファッションやデザイン関連のコンテストへの挑戦やビジネス・情報処理系の資格・検定試験に向けた取り組みも学生の学習意欲の動機付けとなっており、担当教員が学習成果の獲得に向け授業内外で指導・支援している。

入学時には、2日間のオリエンテーションを実施している。そこでは、キャンパスライフ(学生便覧)と生活デザイン総合学科のシラバスを配布し、学習成果の獲得に向けて学習の動機付けに焦点を合わせた授業への取組む姿勢や学習方法を指導している。また、円滑な学生生活を送るために学内の施設の利用方法や学内の組織について詳細に説明を行っている。さらには、生活デザイン総合学科で取得可能な資格の説明も行われ、到達目標設定のために多方面から情報を提供している。

基礎学力の不足という状況に対応して、各授業の中で読み・書き・理解する時間を設ける等、教員一人ひとりが丁寧な指導を行うことを心がけている。また、「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」においても、必要に応じてクラス全体で補習指導を行っている。さらに、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の授業では、就職活動において基礎学力が重視されることを学生に周知させ、基礎学力向上のための対策講座の開講や一般常識問題試験を実施するとともに、学生の基礎学力向上への意識を高める指導をしている。

1年毎通年の必修科目「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」では教員が常に担当の学生と個人面談、メール指導、SNS等でコミュニケーションをとり、悩み事の相談、その他学習及び日常生活における指導や助言のできる体制をとって学習成果の獲得に向けている。また、助手・研究補助員(7人)は、学生とコミュニケーションをとり、教

員と連携してサポートに当たっている。2年次の必須科目「総合ゼミナール」では、学生が自分の選んだ学習をその専門分野の教員の下、知識・技能を深めていく。その指導教員が「学びとライフプランニングⅡ」の担当教員でもあり、生活指導および進路指導を行っている。

実習・演習の授業では、学ぶ速度が速い学生は教員や助手の個人指導のもとで、その技能をレベルに合わせて伸ばすことができる。また、講義の授業では、授業外での学習法アドバイスを個別に行っている。余裕のある学生には、特別課題（レポートや作品）を課して能力を一層伸ばすように努めている。

学習成果の獲得状況は各科目の成績評価や授業評価アンケートの集計結果、さらには学生たちの履修カルテなどの量的・質的データに基づき学習支援の方策を点検している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生生活を支援するための教員組織として、学生部委員会を設置している。構成メンバーは、学生部長、各学科より選出された学生部委員である。学生部委員会は定例会議として月1回開催している。これは、同キャンパス内に併設されている大学家政学部学生委員会及び学生課職員（2人）と合同で行っている。キャンパスが学生にとって快適かつ社会人基礎力を育む教育的な場となるよう、様々な支援や取り組みについて検討・実施している。

日常的な主な活動としては、キャンパス内でのマナー向上、学生の健康管理、学生会及び保健室と協力し飲酒や喫煙・薬物依存阻止に対する意識啓発、学生の身の安全に関わる自動車・自転車事故防止対策検討・実施等である。特に、2010（平成22）年度から学内の禁煙（本学はキャンパス内禁煙）啓蒙活動を進めており、今後も継続して学生会と連携して強力に実施していく。また、学内美化の一環としてクリーンキャンペーンを年2回実施し、教室の清掃やゴミ拾いなどの活動に学生、教職員で取組んでいる。さらに、学生の健全な生活を脅かす「社会悪」（ドラッグ・キャッチセールス・ネット犯罪等）についても、学生会及び保健室と連携し、掲示物・チラシ等による啓発活動を進めている。

年間行事として、入学時（新入生）及び前期・後期（在学生）のオリエンテーションの実施、避難・消火訓練（年2回）の実施、学生会が実施する各学生行事への支援協力活動を行っている。

ハラスメント相談委員会（併設大学家政学部と合同）には短期大学から1人選任し、随時会議を開催している。

学生相談は、指導教授や助手、研究補助員が身近にいるので比較的學生が相談しやすい環境であるが、健康面に関しては、保健室が対応し心のケア対策として月2回程度の専門カウンセラーによるカウンセリング（予約制）を実施している。

学生生活を支援するための事務組織体制については、主に学生課が中心となり業務運営を遂行している。家政学部・短期大学学生合同委員会に参加し、学生へのきめ細

かい支援を行うよう努めている。学生課の日常的業務は、学生の生活指導・支援、学生の諸証明書発行、学内・学外活動支援、修学支援（奨学金、学研災・学研賠）、保健衛生（定期健康診断の実施、保健室の維持・管理・報告書の作成）、年間行事（オリエンテーション、避難訓練、消火訓練、学泉祭等）の支援である。

1年間の学生会行事は、学内・地域・国際交流活動と幅広く延べ30件に及ぶ行事を行っている。これらの活動は、学生会役員と学生会顧問・副顧問とが連携を図りながら実施されている。活動については、顧問をとおして合同委員会に提案され、連絡会議にて教職員に報告されている。

学生会では、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災直後より、被災地に義援金を寄附する活動、被災地での支援交流活動を実施した。2012（平成24）から6年継続された東日本被災地への支援活動は、学校法人安城学園創立105周年記念において、その功績を讃え表彰された。

大震災ボランティア活動を実践また、全学生に「大震災対応マニュアル」を配布した。卒業生には、卒業証書ホルダーと記念品、新入生には、新入生へのメッセージ、楽しいキャンパスライフのための冊子を入学祝いとして贈った。サークル活動においても新サークルが結成され、活動も年々活発化し、大会への出場機会も多くなった。また、ボランティア活動も積極的に取り組まれるようになった。サークルの活動場所や大学の施設利用については、学生の要望を吸収していく方向で話し合いがなされている。今後もこの体制で安全、活発に活動していく。本学は短期大学単独の校舎と家政学部との共用部分がある。体育施設は体育館、テニスコートがある。体育の授業や学生会主催の運動会等でグラウンドが必要な場合は、隣接した系列高校のグラウンドを利用している。体育授業、クラブ活動やサークル活動等に対応できるように整備を行っており十分な施設となっている。

【学生寮、宿舎】入学試験合格者通知発送時に下宿希望案内を同封し、学内寮（白楊寮：定員32人、入寮期間2年間）、民間アパート（本学学生のみ受け入れ）、不動産会社（大学と連携している不動産会社）の案内を行っている。学生寮（白楊寮）については希望者が多い場合は抽選により受け入れている。

#### 【通学バス運行】

2015（平成27）年度より道路運送法の改正に伴い、学生の負担（バス利用運賃）を軽減するため、名鉄貸切バスから自家用スクールバス（大型3台、マイクロバス2台）運行に変更した。

名鉄東岡崎駅（愛知環状鉄道北岡崎駅経由）、JR安城駅と大学間で運行している。運行ダイヤは授業形態に合わせて配車し、授業の始業、終業、長期休暇中に対応している。

#### 【駐輪場】

340台収容の自転車駐輪場と35台収容の原付及び自動二輪車専用駐輪場を設置して

いる。

### 【駐車場】

大学校地に 443 台収容の学生駐車場を設置している。自動車、原付及び自動二輪車通学は許可制で認めている。学生課で通学上の注意、駐車・駐輪場の利用心得を指導し、自動車通学許可申請を行い、許可車両には許可ステッカーが交付される。ステッカーを貼付した車両のみ学内駐車場・駐輪場を利用することができる。定期的に駐車場・駐輪場で通学安全指導を行っている。

学生への経済的支援の状況は下表のとおりである。

#### ・ 2017（平成 29）年度日本学生支援機構取得者数（人）

学 科	第一種	第二種	併用	計
食物栄養学科	9	15	5	29
生活デザイン総合学科	18	47	12	77
幼児教育学科	10	37	5	52
計	37	99	22	158

#### ・ 年度別日本学生支援機構取得者数（人）

採用年度	第一種	第二種	併用	計
2015（平成 27）年度	29	94	5	128
2016（平成 28）年度	30	106	18	154
2017（平成 29）年度	37	99	22	158

急病、応急手当、日常の健康管理については、学生課と保健室で対応しているが、必要に応じて近隣の病院紹介も行い、健康管理に努めるように指導を行っている。

2012（平成 24）年 7 月からメンタルケアのスクールカウンセラーを配置して専門的な学生対応を行っている。また、教職員に対して、学生相談、カウンセリングの対応及び学生の心身の健康に関する知識を学ぶ『学生相談勉強会』を開催して、臨床心理士や保健所の講師による課題提示、事例に応じたアドバイス等を受けて、学生一人ひとりが順調に学生生活を過ごせるよう対応、支援に努めている。

各自の健康管理については、関心を持てる様に健康・病気に係る情報を定期的に掲示やチラシ等により継続発信しており、学生健康診断受診率は 95.7%であった。未受診者への指導は指導教授や助手・研究補助員と協力し、再検査を受診するように多くの対応策を行った。学校感染症に指定されている麻疹・風疹の対応として、学外実習を行う学生には、抗体検査を実施し予防接種を受診させた。

日常の学生生活面においては、主に、指導教授が学生の要望、意見、相談等を受けて適宜対応している。また、助手・研究補助員をとおして、学生からキャンパス環境に関する要望や教員に対する要望等が出されることもあり、その都度、対策を検討して学生に回答している。キャンパス内での要望（施設関連・スクールバスダイヤ等）

については、随時、学生委員会で検討して必要な対策を講じている。さらに、「学生生活に関する調査」、「通学方法に関するアンケート」を実施して、学生の日常的な生活向上を目指している。

留学生の受け入れ、派遣についての生活支援は国際交流委員会が支援を行っている。

#### ○留学生の受け入れ（長期）

2017（平成 29）年度は、韓国の協定締結校・烏山大学から、交換留学生として 2 人の学生を 4 月から 1 年間、1 人の学生を 4 月から半年間受け入れた。

カナダの協定締結校・カピラノ大学から、交換留学生として 3 人の学生を 4 月から 7 月までの 4 ヶ月間受け入れた。

#### ○留学生の派遣（長期）

韓国の烏山大学へ、生活デザイン総合学科の学生 3 人を交換留学生として 3 月初旬から 1 年間派遣した。

また、カナダのカピラノ大学へ、生活デザイン総合学科の学生 1 人と家政学部の学生 1 人を交換留学生として 8 月中旬から 12 月下旬までの 4 ヶ月間派遣した。

#### ○短期留学生の受け入れ

2017（平成 29）年度は、6 月 21 日から 6 月 28 日まで、日本語・日本文化研修プログラムに台湾の慈済科技大学の学生 10 人を受け入れた（岡崎学舎での研修は 2 日間）。

7 月 3 日～7 月 23 日までの 3 週間、短期語学研修プログラムに韓国・烏山大学の学生 18 人を受け入れた。

#### ○短期留学生の派遣

2017（平成 29）年度、8 月 7 日～20 日の 2 週間、韓国・烏山大学での語学・文化研修プログラムを実施予定した。生活デザイン総合学科の学生を 11 人、幼児教育学科の学生を 2 人、家政学部の学生 4 人の合計 17 人の学生を派遣した。

また、2017（平成 29）年度、2018 年 2 月 18 日～3 月 6 日までの、台湾・慈済科技大学での異文化理解・国際協力セミナーには、現代マネジメント学部の学生 3 人が参加した。

長期履修生の受け入れについて制度はあるが、体制が整っているとはいえない現状である。また、社会人学生の支援体制については、該当者がいる場合、本人の希望を聴取し、必要な支援を行うようにしているが、体制が整っているとは言えない。障がい者の支援体制についても同様で、障がい学生支援の規程を検討している段階であり、明確な支援体制は整っていない。

### 〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

#### <区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

各学科より選出された就職指導委員（教員）と就職課職員による就職指導委員会が構成されている。また、就職相談室を設け学生への求人情報の提供、就職相談、履歴書添削、面接指導等を実施している。2017（平成 29）年度は、就職指導委員長以下 5 人の就職指導委員（教員）と 2 人の専任事務職員、1 人の非常勤職員、1 人の派遣職員が学生を支援している。また、前期（4 月から 7 月）、後期（9 月から 2 月まで）キャリアカウンセラー 1 人を週 1 回配置している。

就職指導委員は各学科の特徴と学生数のバランスを考慮して配置され、2017（平成

29) 年度は例年どおりの就職支援行事の企画、求人情報の提供、学生の動向、情報交換等のため 11 回の定例会議を行った。個々の学生に対するきめ細かな指導と就職意識を向上させるための様々な企画を実行するために努めている。

また、就職課に専門的な知識を持ったキャリアカウンセラーを配置することにより、希望者は予約制で就職相談室内の別室でキャリアカウンセリングを受け、就職活動で抱えた悩みや不安を解消することができている。カウンセリングにより教員の支援が必要となる事例に関しては、就職指導委員会で情報を共有し、最善策を検討して支援している。

就職相談室では、4 人の事務職員が専従して学生の指導にあたっている。委員長以下、就職指導委員は、研究室での学生対応だけでなく、就職相談室でも相談・指導にあたっている。就職相談室には、専用電話、ファクシミリを備え、外部との連絡や情報収集を行っている。学生が自由に利用できるよう、コピー機、パソコン 3 台を備え就職準備からエントリーシート・履歴書の書き方、面接のポイント、採用試験対策の参考図書や問題集を整備している。

また、学生が就職する際の通勤範囲を踏まえて求人票を発送し情報収集に努めている。全求人票はファイリングするだけでなく掲示し、同時に閲覧用として過去の受験報告書、求人企業のパンフレット、企業展のポスター等の資料を揃えている。学生の利便性にも配慮して、求人票の掲示箇所は就職相談室以外に各学科の共有スペースにも設けている。必要に応じて企業検索システム (J-NET) を利用し、求人情報をメール配信している。さらに、保育職セミナーを 2 月 (1 年生対象) に開催し採用担当者から直接話を聞く機会を設けている。

本学では、各学科の特色を活かし、就職試験対策を学科別を実施している。食物栄養学科においては、各教員による就職指導が行われている。授業科目「キャリアデザイン講座」及び「特別演習」において、就職活動の対策も取り入れ、必要な情報を提供している。また、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と次年度の求人状況についての情報収集を毎年 3 月から 8 月にかけて実施している。幼児教育学科においては、1 年次後期に「キャリアデザインⅠ」、2 年次前期に「キャリアデザインⅡ」が開講され、学科所属全教員により就職指導がなされている。さらに、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と次年度の求人状況についての情報収集を毎年、学科所属の全教員で実施している。さまざまな現場の説明を聞くことにより、仕事に対して理解を深めることができている。生活デザイン総合学科においては、選択科目として「キャリアデザインⅢⅣ」「インターンシップ」がある。「キャリアデザインⅢ」は就職試験対策として 1 年後期に、「キャリアデザインⅣ」と「インターンシップ」を集中講義方式で 2 月から 3 月に、1 年生を対象に実施している。また、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と求人情報を得るために、他学科と同様に学科所属の全教員で実施している。

全学科の学生を対象とし、学内に企業等の採用担当者を招き、「学内合同企業説明会」を開催してきた。2017 (平成 29) 年度は就職活動の開始期間が早まる想定に合わせ、3 月 13 日から 16 日の 4 日間に亘り実施した。ブース形式での説明会で、学生は興味のある企業の採用担当者と直接話ができる貴重な機会であり、この学内合同企業説明会をきっかけに内定を得た学生もおり効果的な事業となっている。5 月以降には企業単

独説明会を毎週実施した。

その他、1月と2月はハローワークの職員が月2回来学して企業斡旋をしてもらい、2月と3月は3回、民間の職業紹介会社が来学して未内定者に企業斡旋をってもらう機会を設けた。

過去3年間の就職内定率は、2014（平成26）年度は就職希望者262人で内定者257人、内定率98.1%、2016（平成28）年度は就職希望者264人で内定者260人、内定率98.5%、2017（平成29年）年度は、就職希望者265人、内定率99.6%であった。また学科別では、食物栄養学科97.6%、幼児教育学科100%、生活デザイン総合学科100%であった。

尚、進学については、各学科の教務委員及び指導教授を通じて希望の学生に対して個別指導を行っている。

また、留学については、国際交流委員会をとおして、海外の姉妹校であるカピラノ大学（カナダ）、北京第二外国語学院（中国）、烏山大学（韓国）、慈済科技大学（台湾）への長期、短期の交換留学制度を設けている。

#### 【食物栄養学科】

就職指導委員及び教職員で就職状況の分析・検討を行い、学生の就職支援に活かしている。就職対策事業としては「特別演習」「栄養士学外実習事前事後指導」「キャリアデザイン講座」の科目で職業観を養成するとともに、就職の優位性を引き出す観点から一般教養模擬試験や小論文、集団面接技法等の対策も実施している。また、卒業生の就職内定先へのお礼訪問と次年度の求人状況についての情報収集を毎年3月から8月にかけて実施し、学生の就職支援に活用している。

過去3年間の就職希望者に対する就職率は、平均99.2%であり、2017（平成29）年度は97.6%であった。また、就職を希望する者のうち栄養士職に就いた者の比率は、2015（平成27）年度は68.4%であったのに対して、2016（平成28）年度は76.9%、2017（平成29）年度は80.0%と増加した。これは、栄養士の資格を活かして活躍したいと思う学生が増えたことと食物アレルギーに関する科目を設置してから保育園や幼稚園、乳児院への就職比率が増加したことが考えられる。さらに、本学科は、栄養士、医事管理士、医療管理秘書士の3種類の資格を取得することができるが、これらの資格を活かした就職先は過去3年間の平均で90%を超えている。特に2017（平成29）年度は、これらの資格を活かした就職先の割合が97.5%であった。今後も高い就職率及び専門性を活かした就職に就くことを目標に支援を行っていく。

#### 【幼児教育学科】

就職対策指導として、1年次後期から2年次前期に渡り、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業をとおし、就職指導委員、就職課職員が中心となって進めている。卒業時の就職状況を資料にまとめ指導に活用している。また、春先に就職お礼として幼稚園・保育園を訪問、2年間で計5回行われる学外実習の巡回を行った際に、年間をとおして就職についての情報を収集している。学科内では、それらの資料・情報を基に学科運営委員会で分析・検討を行い、さらに就職指導委員はじめ、全教員が2年生のゼミ学生を受け持ち、研

究補助員と連携して就職相談・適性相談等細かな支援を行っている。その結果、高い就職内定率 100%を保っている。今後も 100%内定を目標に学生支援を行っていく。

#### 【生活デザイン総合学科】

毎年、複数の就職指導委員を中心に卒業時の就職状況を分析・検討して、その結果を学生の就職支援に活かしている。就職対策事業として、毎年教員と保護者が連携して学生への就職活動のサポートを目的に、「就職支援懇談会」を3月に開催している。さらに、就職意識を高めるために「インターンシップ」「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」を選択授業で開講している。学科運営委員会でも就職指導委員から就職関係の議題が出され、教員相互による話し合いを行っている。結果、2017（平成29）年度も100%と高い就職内定率を出すことができた。

就職支援の科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」が1年次に必修科目としてあり将来の進路について考え学ぶ等の就職活動の基本を学習する。また「学びとライフプランニングⅠ・Ⅱ」では、学生が担当教員へ就職活動の報告を行い教員からもアドバイスすることになっている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

短大生は1年生後期から本格的な就職活動をスタートするが、入学後、半年で就業意識を向上させることは非常に困難である。近年は就職活動を積極的に展開する学生と就職活動が意欲的でない学生と分極している傾向にある。就職指導委員及び教員は就職活動が積極的でない学生に対し、希望職種の把握や希望条件等学生一人ひとりの適性或希望を十分に把握し、学生が望む企業等の紹介や希望に応じた就職支援を進める必要がある。特に、一般企業へ就職を希望する学生向けに、少しでも業界や仕事に対する理解を深めさせることを目的にインターンシップガイダンスや就職ガイダンス等の開催を増やし、就職活動が意欲的になるよう図っていく必要もある。さらに、各学科では就職支援関連の講座をより一層時間割に組み入れていくことを検討することも重要である。当面の課題として、主体性を持って行動を起こすようにすること、学生の素直さや良いところを自分自身で就職先にPRする方法を体得させることが求められる。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

生活デザイン総合学科及び食物栄養学科では、エントリーシートや面接選考時の自己PRに活用すること及び社会に出て活躍できる人材育成の観点から、知識を活用して問題を解決する力と人と自分にベストな状態をもたらそうとする力が把握できるジェネリックスキルテストを実施している。非常に優れている強みの要素とやや不足気味で弱みの要素を分析し、得意な要素はさらに伸ばし、不足気味の要素は育成向上させるよう支援をし、就職の優位性に努めている。次年度は全ての学科で取り組む予定としている。



**<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>****(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況**

2013（平成 25）年度版自己点検・評価報告書において改善計画として、学位授与の方針に基づく教育課程の編成・実施の点検と改善は継続して努めることとしており、学習成果の査定（アセスメント）の実施の促進及び卒業後評価を学習成果の点検に還元する組織的な取り組みが課題であった。

この教育の質保証の推進に向けた課題について、各委員会及び教授会等で、アセスメントポリシー策定や学修成果の点検の組織的な取り組みとして、卒業生アンケート、授業評価アンケート、CAP 制の点検、GPA の活用について取り組みを行った。合わせてカリキュラム委員会規程、FD 委員会規程の見直しと 3 つのポリシー策定委員会を新たに策定した。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

学生の支援体制について、規程の整備や支援体制の確立が必要な課題（長期履修生の受け入れ体制、社会人学生の支援体制、障がい者の支援体制）が見つかった。これらの課題については、該当者がいる場合に、本人の希望を聴取し対応するという体制であったが、早急に規程を整備し、支援体制を明文化して、体制を整えることが必要である。障がい者の受け入れや支援体制については、学生部委員会・学生課を中心に検討しているが、完成には至っていない。

学生の心身の健康管理について、学生相談室では、平成 30 年度より、スクールカウンセラーの相談日を平成 29 年度の 2 倍の相談日を設けるようにし、学生の心身の健康面についての支援体制を充実させた。また、「学生生活に関する調査」より得られた学生の希望により、学生食堂の座席の増設やメニューの改善に努めている。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

- 備付資料
- 1 専任教員個人調書（過去5年間）「教育研究業績書」
  - 2 非常勤教員一覧表
  - 3 教員の研究活動
  - 4 専任教員の年齢構成表
  - 5 専任教員の研究活動状況表
  - 6 外部研究資金の獲得状況一覧
  - 7 研究紀要・論文集
  - 8 教員以外の専任職員一覧表
  - 9 FD活動の記録
  - 10 SD活動の記録

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

## ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

教授、准教授及び講師の職位（職名）に係る教員組織は、短期大学及び学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて編成し整備している。

2017（平成29）年5月1日現在の専任教員数（29人）は、3学科ともに教授の数を含め短期大学設置基準（教授12人、全体29人）を充足している。

生活デザイン総合学科では学科の教育課程の特性に配慮して基準を上回る教員を配置している。また、各学科には、助手・研究補助員を配置して教育効果の充実を図っている。下段の表に示すように、教員の年齢は30歳代後半から60歳代（65歳定年）に亘っており、平均年齢は57.3歳である。また、50歳以上の割合（86.2%）は年々上昇の傾向である。

## 教員の年齢分布（人）

教員数 (人)	年齢ごとの専任教員数（講師以上）(才)							助手4人の平均年齢(才)	備考
	66以上	60～65	50～59	40～49	30～39	29以下	平均年齢		
29	3	11	11	2	2	0	57.3	43.3	

平成30年3月31日現在

専任教員の採用に際しては、履歴書及び研究業績書の提出、並びに学位、免許・資格等は、これらの写しの提出を求めて事実を確認している。採用時の教員の職位（職名）は、教育実績を含む前経歴、研究業績、制作物あるいは作品等を確認して、本学

の「教育職員の資格基準に関する細則」及び「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」の定める基準に基づいて決定して充足している。

教育実績、研究業績、校務活動、制作物発表等の教員個人に係る業績は、年度ごとに追記報告を求めている。必要に応じて、これら個人の情報や業績等は公表している。また、学長は、毎年度、これらの個人の業績を基に評価して、個別に必要な研鑽を促すことにより、本学教員としての資質の向上・充実を図っている。専任教員は、半期で平均 7 コマを担当することを就業規則で規定している。これを原則に、各学科のカリキュラムポリシー（教育課程の編成・実施方針）に基づいて、教養科目や専門科目を専任教員が中心的に担当している。また、「指導教授制」を各学科で採用して、専任教員は学生への指導・助言が日常的に対応できるよう配置している。

非常勤講師については、食物栄養学科では 8 人採用して、主に医療事務資格に係る科目を担当している。幼児教育学科は個人指導を主とする科目（「音楽表現」、「造形」等）が多く、これらの科目担当者として 29 人の非常勤講師を採用している。生活デザイン総合学科の教育課程は、ベーシック・フィールド（教養科目群）の他、7 フィールドにわたる専門分野で編成されており、150 科目以上を開講している。そのため、特殊な専門科目（「スイーツ実習」、「インテリアデザイン」、「ファッションドローイング」、「ネイルアートⅠ・Ⅱ」、「エアロビクス」、「3D・CG 演習」等）の担当を中心に 45 人の非常勤講師が担当している。非常勤教員を採用する際は、専任教員の採用と同様に学位、免許・資格、研究業績、その他の経歴等の提出を求めこれらを教務委員会とカリキュラム委員会で確認している。このように、非常勤講師の採用に当たっては短期大学の設置基準の規定を遵守している。

一部の科目については学科間での兼担及び併設大学の専任教員が兼任している。補助教員は配置していないが、各学科には教育課程編成・実施の方針に基づいて、助手・研究補助員を配置して教育効果や学生指導の充実に努めている。

教員の昇任は、「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」に基づいて、「大学・短大教育職員資格審査委員会」で選考している。すなわち、学長は人事委員会を開催して、助教から講師へ、講師から准教授へ、准教授から教授へ昇任する候補者については、それぞれの学歴・職歴の他、基準に示す在任期間での建学の精神に基づいた教育活動・研究活動・社会活動の実績、社会性・社会力、人格等を総合的に勘案して候補者を決定している。この際、候補者との面談を行い特に上記基準に係る本人の本学教育・研究に対する認識や帰属意識、実践能力等を踏まえて、とりわけ本学園の教育方針である「建学の精神を核とする教育」、「社会人基礎力を核とする教育」、「pisa 型学力を核にした教育」の推進を基本に、基礎学力と専門知識・技術と「社会人基礎力」の「3つを統合的」に身に付けることができる新しい「智・徳・体・感・行」教育モデルを積極的に推進できる姿勢や能力について確認している。その後、候補者は理事会審議で承認を得た後、昇任が発令されている。

教員の採用は、欠員が生じた場合に、適宜、公募によって行っている。その手順は、大学・短大人事委員会（理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、法人事務局長、大学事務局長及び短期大学事務局次長）において、大学と短期大学の当該年度の

教員の退職並びに次年度の採用計画を一元的に決定している。この採用計画に基づいて、「就業規則」、「愛知学泉短期大学教育研究業績評価委員会規程」及び本学の「教育職員の資格基準に関する細則」に基づいて、「大学・短大教育職員資格審査委員会」で選考している。そして、候補者は理事会の議を経て決定し発令している。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。〕

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

専任教員の研究活動は、本学の教育及び研究方針並びに学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、また努めている。すなわち、学長は年度開始の教授会や運営委員会等で、全教員に対して、「社会の変化に対応するため、2012（平成24）年度の創立100周年を機に、本学は新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神を核にした教育」、「社会人基礎力を核にした教育」、「pisa型学力を核にした教育」を本学の教育の三本柱とし、地域及び国際社会に貢献する社会人を育成すること」を示し、2017（平成29）年、これをさらに発展させ、「智・徳・体・感・行」に基づいた3つの挑戦（不得意への挑戦・上達への挑戦・未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発とこれに基づいて教育を行うこと、そして教育方法に関する研究活動の推進について、これらの方針として示している。さらに、地域に根ざす本学は研究対象としては各学科の特性を踏まえ学科単位やグループ単位で取り組む地域貢献や地域活性化に資する研究活動の促進も推奨している。一方、本学は栄養士や保育士養成の施設である他、種々の資格・検定に係る専門教育を行っており、各教員はそれぞれの科目担当者として適格性を担保している。また、教員の昇任選考の際には過去5ヵ年の研究内容の専門性と担当する主要科目との適合性を基準の一つとして重視している。次表に示す研究実績のように、教員は専門の研究活動だけでなく地域との連携を念頭に多くが専門性を活かした社会的活動に従事している点が特徴である。現状では、各教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育活動に努め、さらに分掌の校務活動、学生指導等、多忙な日常の中で限定的ではあるが研究活動に努力している。

## 2017（平成 29）年度 専任教員の研究実績

学科名	氏名	職名	研究業績					国際的 活動の有無	社会的 活動の有無	備考
			著作数	論文数	学会等 発表数	展覧会 演奏会等	その他			
生活デザイン総合学科	青山 晴美	教授							無	
	江良 友子	講師		1			1		有	
	小山田 尚弘	教授				6			無	
	神谷 良夫	准教授							有	
	河合 詠子	講師							無	
	木村 典子	准教授			1				有	
	後藤 恵子	准教授					1		有	
	菅瀬 君子	教授							無	
	千賀 敬之	准教授							有	
	長谷川 えり子	教授			1				有	
	秦 真人	教授	2						有	
	早川 周	准教授							有	
	山本 豊	教授				5			有	
食物栄養学科	安藤 正人	教授							無	
	鈴木 幸男	准教授							無	
	根間 健吉	教授							有	
	早瀬 須美子	准教授							有	
	山本 淳子	准教授		2	2				有	
	横田 正	教授					2		有	
幼児教育学科	石川 博章	教授					7		無	
	伊藤 照美	講師		1	1				有	
	伊藤 智式	准教授							無	
	岡田 真智子	准教授					2		有	
	神谷 典子	准教授							有	
	清原 みさ子	教授							有	
	高沢 佳司	講師		3					有	
	谷村 和秀	講師					4		有	
	津島 忍	教授					1		有	
本多 峰和	講師					1		有		

教員は、年度毎に事業報告と次年度の事業計画案を提出し、予算編成や決算書作成に供しており、運営委員会や管理運営者会議等で資料として閲覧できるようにしている。この中で研究活動の状況についても、教育活動、社会的活動と併せて報告している。また、教員個々の研究業績や社会的活動は、教員調書の様式に従って毎年の12月に追記しており、さらに一部は毎年発行（10

月)の大学広報に目録として掲載・公開して研究活動の活性化を促している。また、岡崎大学懇話会(4大学3短期大学で構成)を構成する本学の教員は、同懇話会ホームページ上の大学研究者データベースに名簿と業績等の概要を掲載しており、毎年最新の内容に更新して一般公開している。

食物栄養学科の教員は、(一社)全国栄養士養成施設協会から助成金を得て、学生と協働で食育活動を実施している。生活デザイン総合学科の一部のゼミでは、それぞれが地元企業と連携して資材の提供を受けながら、教育・研究活動を推進して地域活性化に貢献している。2017(平成29)年度は、一部の教員で、個人の科学研究費補助金による継続した研究活動がなされている。

本学の研究活動については、規程を整備して、以下の手順で行っている。すなわち、研究費については年度当初に個人の事業計画の中で研究計画を立て、それに基づく研究活動を行っている。教員の研究に係る経費は、「個人研究費」の名目で、年度毎に30万円である。これは教員の担当する授業の教材費、研究のための図書購入費、資料印刷費、研究のための学会費や出張費、研究備品購入費等に充てられている。予算執行については「予算執行規程」が定められ、適正かつ円滑な執行が行われている。機器備品の購入については、個人研究費の範囲内で可能な場合には伺いの提出後、各教員が購入している。また、高額機器等の購入については、別途学科の事業計画案に沿って予算要求し、学園研究経費予算枠内で承認を得なければならない。研究費枠内の図書費についても同様に確保されているが、図書館との連携による購入も図られている。また、貸与するPC及び周辺機器については、専任のSEによって購入・日常の整備並びに安全性と情報の管理が適正に行われている。

本学は、教員の研究テーマが人あるいは動物を使用する場合には、研究テーマに対する研究方法と管理が適正に行われるかを事前に確認するため、必要に応じて併設大学家政学部と協働で「人と動物に関する実験倫理委員会」を開催して審査を行い、安全な研究の遂行、人プライバシーや個人情報の管理と倫理の確保に努めている。事務局次長は、教授会の中で、随時、研究活動に伴う個人研究費や外部資金の使途について不正の例示を挙げて適正化の啓蒙に努めている。

研究の成果については、本学と併設大学家政学部が共同で年1回刊行する「愛知学泉大学・短期大学紀要」への投稿を始め、大学・短大付置のライフスタイルデザイン研究所紀要、各学会誌等への投稿や学会発表活動によって行われており、研究成果を発表する機会を確保している。「愛知学泉大学・短期大学紀要」は、大学・短期大学図書館長である委員長と各学科から選出された図書委員で構成される紀要編集委員会が、併設大学選出の委員と共同して、編集・発刊にあたっている。教員の投稿は「紀要執筆要項」に基づいて行われている。尚、過去3カ年の掲載論文数は、2015(平成27)年度16編、2016(平成28)年度10編、2017(平成29)年度23編(大学・短期大学を含む)である。

専任教員には研修や研究のための個人研究室が整備されている。この他、複数教員や学科全体での教育・研究活動のため共同利用の研究室や実験室、会議・ゼミ室等が整備されている。本学は、教育目標達成に向けた研究活動を奨励するため、学長裁量経費による「学内GP」の公募を設けて、応募者の中から数件程度に助成金を交付している。教員の教育目標に対する研究活動の活性化を目的に、「教員評価規程」を整備して、努力する教育に関する研究者を公表し、一方で努力を促すことに役立てる等、このような全学の教育改革を推進している。

教員の研究の機会については、個人研究費と共に、週1日の研修日を確保して、土曜日と併せて最大2日間の研究活動日を確保している。また、夏期の授業を休業する長期休業期間中では、

研究資料収集や研修会出席等のための国内・国外出張は、事前に予定を学長に提出し許可を得てから行われている。

教員の海外研修（1年以内あるいは3ヶ月程度）については、「教員海外研修要綱」によって取り扱い、学長は本人からの申し出によって推薦書を作成し、理事会の議を経て海外研修者を決定している。国際会議出席等に関する規程は定めていないが、従来からの慣例として、学長は予め教員から海外出張の願いを提出させ、教育業務や校務活動に支障が無い場合に限り許可することとしている。また、本学は、カナダのカピラノ大学、中国の北京第二外国語学院、韓国の烏山大学との間でそれぞれ学生と教員の相互交流協定を締結している。これら3大学への教員の海外派遣や短期留学については、毎年度、国際交流委員会が協定に基づいて該当者を選考し、校費でそれぞれ派遣している。さらに、2012（平成24）年度には台湾の慈済科技大学との間で相互交流協定が締結され、教員の派遣や短期留学の機会が確保されている。

FD委員会は、規定の下に年間を通した司式的活動を行っている。すなわち、FD委員会では、授業改善に向けて毎年、前期・後期末に各教員の担当全科目について、学生（記名）による「授業評価アンケート」を実施し、その結果を取り纏め改善の方策に役立てている。すなわち、FD委員会で検証・確認した教授法に関わる改善の指摘事項は、教授会で報告する他、必要な場合には教務部長あるいは学長が教員個別に改善の指導を行っている。各科目のアンケート集計結果は担当教員に返還して確認させ、教員自らが授業改善の観点から講評書を作成している。講評書は全体を取り纏め、学生・教職員が自由に閲覧できるよう教務課と図書館で常備して公開している。また、FD委員会では専任教員相互による「授業公開」を行って、評価する教員2名がルーブリック形式による評価作業を授業内で実施し、結果をFD委員会へ報告している。FD委員会は、この結果を確認集計して特に改善を要する場合には該当する教員へ評価内容を示し、授業改善に結び付けている。本学園ではFD（SD含む）活動の一環として毎年6月の第3土曜日に「安城学園報告討論会」を開催している。ここでは、教育の質の保証や向上に向けて教育を取り巻く喫緊の課題等をテーマに理事長の基調講演の後、各設置校の教育実践報告を受け、互いに議論を深め、改善策を探る機会として定着している（基準I-C-1参照）。

専任教員は「指導教授制」という担当する学生の指導・助言を授業や生活全般にわたって日常的に行うこととしており、月例で開催する学科運営委員会の中でこれらの状況を互いに報告して教員と助手・研究補助員による情報の共有を図っている。すなわち、学科内では、学生の単位修得（履修）の状況、進路（就職活動）の状況、資格や免許の取得状況の他、学生からの種々の要望（健康管理や心の状況、人的・設備等の教育環境等の改善）について意見交換を行っている。一方、学科を越える課題の対応では、学科内の校務分掌各委員が取りまとめ、教授会の下で組織される各種委員会（教務部委員会、学生部委員会、就職指導委員会、図書館・紀要委員会、まちづくり委員会、国際交流委員会）等で意見集約して、運営委員会や教授会で審議あるいは報告を受けて全教職員が学修成果の向上に関わる体制として機能している。とりわけ生活デザイン総合学科では、教育課程と実施の方針に基づいて「学びとライフプランニング」科目が設定されており、この科目では担当教員による履修指導、受講指導、就職指導、日常生活相談等を授業の中で全学生に対して実施している。何れの場合も問題の発生予防と早期発見に努め、問題発生の場合には直ちに学科長及び関係校務分掌委員と連携して対応している。このように、専任の教員と職員は、学生の学修成果と学内外の生活の満足度が向上するように学内の関係部署と連携して指導に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

学校法人安城学園の事務組織は「学校法人安城学園管理規程」に定め、本部、豊田キャンパス（大学事務）、岡崎キャンパス（大学・短期大学事務）、高校事務局（2校）、幼稚園事務局を設置し必要な職員を配置している。それぞれの事務分掌についても明確に定めている。

短期大学は家政学部と同一キャンパスにあるので家政学部事務と協同体制で業務を行っている。実際には事務局に総務課6人（庶務 会計 管理）、教務課5人（教務 情報）、学生課4人（学生支援 学生相談 学生会担当 保健室）、就職課5人（就職支援 キャリアサポート）、入試広報室6人（学生募集 広報 入試）、図書館4人を配置し事務分掌に基づき業務を適切に行っている。

岡崎キャンパス事務局には短期大学事務長を置き、個々の事務処理が円滑に進むように配慮している。岡崎キャンパス事務局全体の統括は大学事務局長が短期大学事務局次長も兼ね行っている。事務局長・事務長は大学・短期大学管理運営者会議の構成員であり運営委員でもある。運営委員会では、管理運営面での情報を提供し教学と事務が協働できる体制を構築している。また、法人全体の問題に関しては学園事務会議に出席し、理事会・評議員会・法人の重要な決定事項等の伝達を受け、管理運営上の課題について共通理解の下に職員が働けるように指示伝達ができる事務体制となっている。

教育改革や教育行政改革により、特に大学職員としての専門性が必要とされてきているので、職員も認識し専門知識・技能の修得に努めている。大学は、本人の資質を見ながら育成に努めている。職員育成に関しては、幅広い事務分野で業務が遂行できるように若い一般職員は原則3年程度で異動を行い、専門の知識とスキルを獲得できるよう工夫している。また、各課を取りまとめる役付き職員は5年を目途に異動を行って、より高度の専門性を付けるように努めている。

事務職員の昇任・異動に関する規程は定めていない。昇任人事においては慣例的にできるだけ多くの職員の意見を聞き、職員の専門的職能も含め日常業務評価を集め、勤務評価を事務長・事務局長が報告書として理事長に報告し、人事委員会で協議し決定している。

各設置校の事務運営は「学校法人安城学園管理規程」に基づき行っている。事務業務に必要な規程は「学校法人安城学園文書取扱規程」「学校法人安城学園公印取扱規程」「学校法人安城学園経理規程」「学校法人安城学園予算編成規程」「学校法人安城学園予算執行規程」「学校法人安城学園固定資産管理規程」「学校法人安城学園施設等管理規程」等を整備し、それに基づき事務を適切に行っている。

事項決裁規程はないが、決裁までの流れは決まっている。各部署担当者が起案した書類は担当リーダー、事務長、事務局長を経て学長の決裁に至る。理事長の決裁が必要な場合は、法人事務局長を経由して理事長決裁を行っている。

経理決裁については、「学校法人安城学園予算執行規程」に基づいて理事長及び法人事務局長が定期的に決裁日を設けて行っている。また、一定額の範囲であれば学長・事務局長の決裁も認められている。学長決裁が必要な勤務に関する願、出張願及び休講願等については、事務長・事務局長を経由して行っている。必要な場合は各学科長や部長・委員長を経由して教育上の問題が発生しないように決裁を行っている。

学籍簿等の重要書類は「学校法人安城学園文書取扱規程」に従って、定められた期間、定めら



れた場所に保管している。保存期間を経過したものは、断裁、焼却の方法で廃棄して個人情報保護に努めている。

学内外の変化に対応し業務上必要な新たな規程の作成については、「大学・短期大学管理運営者会議」で検討して理事会において決定する。諸規程の改廃が決まったら法人事務局から規程の差し替え手続きが行われ、常に新しい規程による短期大学運営が行われている。

本学園では、教職員一人に1台のパソコンが貸与され、それが学内LANシステムにより各設置校が共通して利用できるようになっている。また、印刷・コピーが頻繁に必要である総務課、教務課、学生課、就職課、入試広報室、図書館には電話の他にFAXや複写機が整備されており、特に印刷作業の多い総務課と教務課には輪転機を配置している。

これらの機器は、教職員が共同して利用できるようになっている。また、学生からの申し出があれば学生も利用できるようにしている。機器については、総務課が管理し、常に正常な状態で使用できるように努めており問題はない。

本学園には、消防法第8条第1項に基づき、「学校法人安城学園<統括>消防計画」を制定し、設備等の点検、建築物等の自主点検検査、教育訓練、自衛消防組織等を規定しており自衛消防隊が組織されている。

2009（平成21）年度から「大規模地震による防火・防災計画」を作成し、東海地震・東南海地震に対する震災対策計画を定めた。これは地震災害の予防措置、地震発生時の対応等を規定している。本学の消防・防災を期するために独自に「愛知学泉大学消防・防災計画」を制定し、その対策等について詳細に規定している。これらの規程には責任者が規定されていることはもちろんであるが、キャンパス毎に緊急連絡網も毎年作成し、全教職員に周知徹底し緊急の危機管理ができるようにしている。

避難訓練は、万一に備え5月に全学教職員・学生を含めた避難訓練を行い、総括は運営委員会や教授会で行い問題点を見直している。また、10月には消火器を使った消火訓練を行っている。寮で生活する寮生には、別に避難訓練を実施している。さらに、学生に対しては、災害発生時の心構え、避難方法、災害後の連絡方法等をキャンパスライフ（学生便覧）に記載し、オリエンテーション時に説明と啓蒙活動を行っている。2011（平成23）年3月の東日本大震災を受け、現在、防災対策及び情報セキュリティについて被災大学等から意見を聞き、見直し検討しているところである。

学内の情報管理システムやセキュリティ等については、事務局長が専任のSEに指示を与えて、問題なく管理等を行っている。情報システム全体については、情報教育委員会で協議をして管理運営を行っている。教職員各自には、個人情報の管理を含めて、機会をみれば教授会等で学長または事務局長から注意を喚起して、慎重な扱いと厳重な保管が促されている。学生には、情報委員会・学生委員会から情報管理の徹底を指導している。

また、個人情報保護に関しては、個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、よって学園及び各機関の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的として「学校法人安城学園個人情報の保護と活用に関する規程」を制定し、所属長等及び職員に個人情報の適正な取り扱い、正確性及び安全性の確保の義務を明示していることをはじめ、個人情報の取り扱い、個人情報ファイルの保有等、個人情報の開示・訂正等について詳細に規定している。

その他、学校法人安城学園における安全衛生の管理活動を充実し、労働災害の防止、職員の安

全と健康を確保するために「学校法人安城学園安全衛生管理規程」及び「学校法人安城学園安全衛生委員会」を設け安全衛生に関する状況把握を行っている。

このように、防災対策、情報セキュリティ対策等の危機管理、安全衛生については整備している。規程を整備するだけでなく、突然起きる万一の場合を考えて、学生が安全で安心に学習できるよう心がけ対策をしている。避難訓練においても、ただ漫然と避難するのではなく、地震の場合・火災の場合と様々な場合を考えて訓練を行っている。これらの対応規程等も、それらが十全に機能してこそ意味があり、常に細心の注意を払って運営している。

職員の学内研修は「学園報告討論会」「設置校で行う職員研修会」「幹部研修会」を行っている。外部で行う研修は「愛知県私大事務研修会」、私立短期大学協会や文部科学省が行う研修会等へ積極的に参加している。

また、SD 推進のために「安城学園事務研究会」を立ち上げ活動している。SD 活動に関する規程を整備している。

本学の SD 活動は学園全体で行う「学園報告討論会」、設置校で行う「職員研修会」、「幹部研修会」や外部で行う「愛知県私大事務研修会」、私立短期大学協会や文部科学省が行う研修会等に参加し積極的に行っている。大学の現状や課題、業務に関して必要があると認められたときは、職員からの申し出による学外研修も行っている。各部署の業務遂行に必要な知識・技術の獲得のための研修が主になっている。

SD 活動では日々行っている事務処理能力、各職階・管理者層で必要な能力の育成、企画力、プレゼンテーション力の育成等、バランスの取れた研修プログラムを系統的、階層的に準備し実施していくことが必要であり、「事務研修会」の課題となっており、毎年、課題に沿って取り組みを進めているところである。

事務局各課では、年度当初の事業計画に基づき、その目標を達成するために業務を推進している。事業計画は、前年度の到達目標を明確にし年度末には事業報告で計画に対して達成できた点、未達成の点等を確認し常に PDCA サイクルの観点を持ち、業務改善を行っている。また、月一度、定例の事務局会議を行い、業務の確認、課題、調整について話し合いを行い、日常業務の改善に努力している。担当部署だけではなく、全体で事務を推進するために、担当部署以外との連携・協力体制を取り業務改善に努めている。

さらに、事務業務の増大、複雑化に伴い、事務業務の見直しを進めている。事務業務の中心部分を専任職員で行い、補助的業務は非常勤職員や派遣職員で対応し業務分担の見直し等を行っている。また、毎年、各課において業務点検を行い、問題であった点は次年度の事業計画や事務分担を変更し改善を図っている。

本学は、開学以来「庶民性」と「先見性」を掲げ人材養成を行ってきた。この目的達成のためには、教員だけでなく職員一人ひとりが建学の精神を深く理解し、学習効果を向上させることが求められる。

本学では、大学運営と教育は教員だけでなく、職員との協同により質の高い大学教育が推進できると考える。そのため、学習効果の向上をさせるために、各学科に教育支援の職員を配置し強力なバックアップ体制を整備している。

本学の学習・研究支援のための事務体制は、事務局に総務課（庶務 会計 管理担当）、教務課（教務 情報）、学生課（学生支援 学生相談 学生会担当 保健室）、就職課（就職支援 キャリアサポート）、入試広報室（学生募集 広報 入試）、図書館に分かれ職掌に応じて学習・

研究支援を行っている。

その他に授業と研究をサポートする職員を生活デザイン総合学科に7人(助手2人・研究補助員3人・非常勤2人)、食物栄養学科に3人(助手2人・研究補助員1人)、幼児教育学科に3人(研究補助員2人・非常勤1人)を配置し研究・学習支援・生活支援を行い、成果をあげている。

各種委員会(教務部委員会、学生部委員会、入試委員会、就職指導委員会、図書委員会、その他)には各課の職員が構成員として出席し意見を述べている。職員からの意見も積極的に採り入れ教育研究支援及び学生生活支援等協力体制ができ、円滑に進んでいる。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業については、就業規則に明確に定め、それぞれが自覚の下、勤務に励んでいる。教員の勤務については教育職員勤務時間等内規に従い勤務を行っている。また、任期制教職員、非常勤職員についても就業規則を定めている。

本学では、規程の他に、教授会や事務会議等の場を利用し、法令等の遵守はもとより、各自が自発的に高い規範意識を持って業務・研究するよう自覚を促してきており、人事管理は適切に行っていると考える。

規程集は事務局に備え付けてあり、要望に応じて閲覧できる。さらに、学内のネットワーク上に載せ、教職員各自が常に規程を確認し業務が行えるようにしている。新任者に対しては就業に関する研修を行っている。また、諸規程に関しガイダンスを行い周知している。規程にない管理運営上の問題については、その都度、大学・短期大学管理運営者会議で検討・協議し、結果を教授会・事務会議等で周知し適切な業務が行えるようにしている。

教職員の就業に必要な諸規程は整備し、その規程に基づき勤務を行っている。

勤務時間に関しては事務職員の就業時間は1年間の変形労働時間制をとり、労働時間の管理を行っている。行事等で時間外に勤務した場合は振替休日取得で対応している。教員は教育職員勤務時間等内規に従って勤務を行い管理ができている。

その他の就業に関しても就業規則に基づき適切に行っており問題はない。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教職員の就業や勤務管理は勤務規程に基づき行っている。サービスの質を向上させ、職員の労働時間管理を行うために、変形労働時間制を導入し、対応しているが突発的な業務もあり、勤務内容や体制の見直し等を進め適切な勤務管理ができるよう取り組むことが課題である。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし

## [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

### <根拠資料>

- 備付資料 1 校地、校舎に関する図面  
2 図書館、学習資源センターの概要（平面図）

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

### <区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は 2007（平成 19）年度に分散していたキャンパスを統合した。統合により、施設設備の集中化を図り、図書館機能、学生のアメニティの充実等を図ってきた。また、共存する家政学部とも施設を共有し、相互のメリットを高めてきた。教育機器や実験機材等も共同使用ができるようになっている。

施設については、学生委員会、教務委員会、学生会等各委員会からの意見を大学の管理運営者会議でまとめ、理事会で計画を検討し、整備を行っている。使用については各委員会からの計画を担当の管理者がまとめ、調整し十分に活用できるようにしている。

短期大学設置基準第 30 条並びに大学設置基準第 37 条による現行の収容定員に基づく基準校地面積は、校地が 6,400 m<sup>2</sup>である。愛知学泉大学家政学部と共用する校地は 54,280 m<sup>2</sup>の面積を有している。したがって、現有する校地面積は基準面積に対して十分な余裕を持っている。

愛知学泉大学家政学部と共用する校地の 54,280 m<sup>2</sup>の面積の内、運動場用地は 30,221 m<sup>2</sup>である。

テニスコート 5 面、レクリエーション広場があり、体育の授業のほかサークル活動の場所としても利用している。

岡崎キャンパスの校舎面積は、約 18,000 m<sup>2</sup>を有し短期大学設置基準面積（6,350 m<sup>2</sup>）を大きく上廻っている。

建物は 1 号館～5 号館、音楽棟、セミナー棟からなり、一般講義室の他、実験・実習室、ピアノ指導室及び練習室、体育館等を有し十分な教育研究環境が整備されている。

5 号館については、エレベーター 2 基の内 1 基は車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、1 階に車椅子使用者が利用できる多用途便所を設置している。また、建物に入る動線から建物内においても段差の少ない構造となっている。

音楽棟についても、エレベーターが車椅子使用者及び視覚障害者対応であり、5 号館と同様、1 階に車椅子使用者が利用できる多用途便所を設置している。

その他の建物についても、段差のある出入口は持ち運びのできるスロープが用意しており、必要に応じて対応できるようになっている。

教育課程に応じて行われる授業に合わせた教室は用意されている。

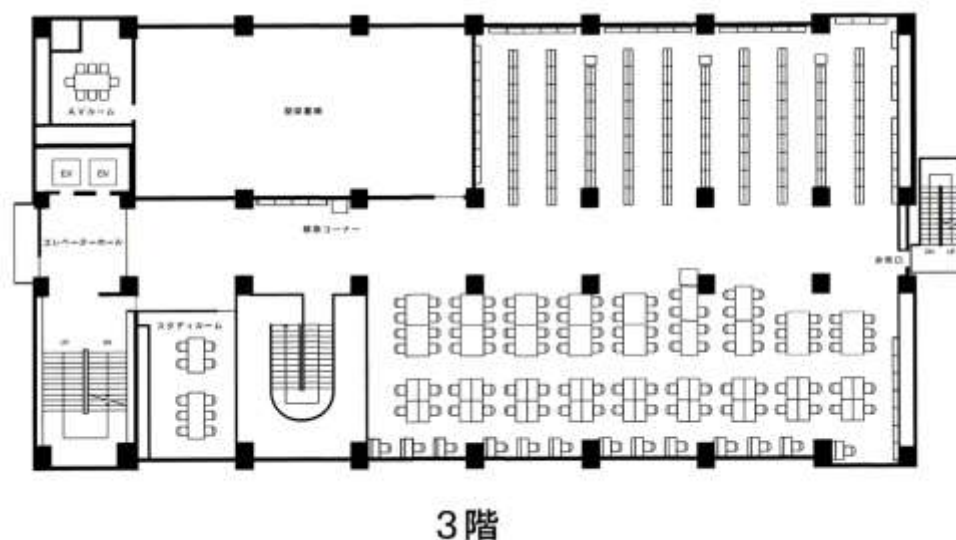
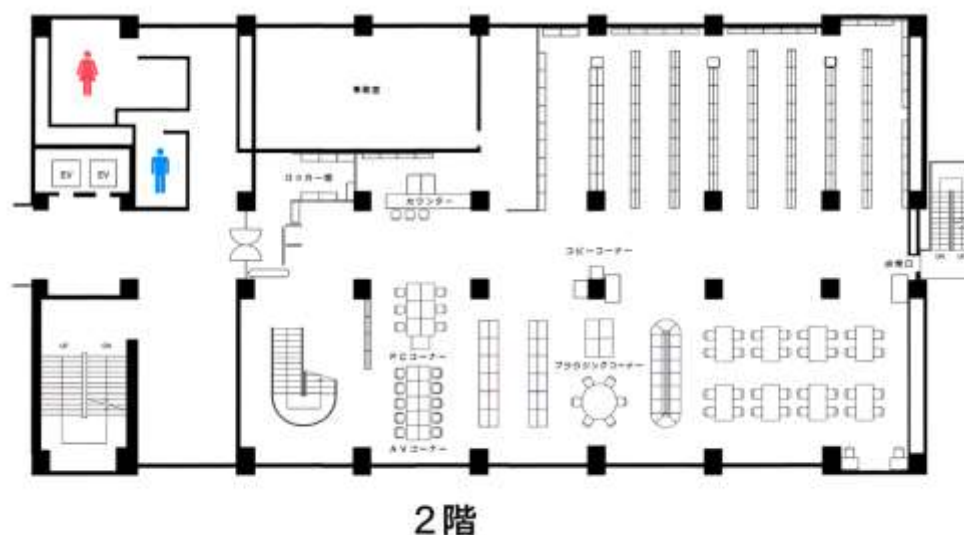
主要な講義室にはプロジェクター、DVD 等の視聴覚設備を設置し教育効果の向上に努めている。

実験・実習室等は基礎から専門まで学習できるよう配置しており、必要な備品も設置している。

図書館は、短期大学 3 学科と大学家政学部の共用図書館である。閲覧座席数は、2 階 81 席、3 階 141 席で、合計 222 席を有する。従来から大学・短期大学設置基準の申

し合わせて座席数は収容定員の 10%を確保することになっている。本学の収容定員数は、短期大学 640 人、大学家政学部 760 人の合計 1,400 人であるので座席数の基準は満たしている。学生 1 人当たりサービス・スペースは 1.33 m<sup>2</sup>あり、私立大学平均の 0.49 m<sup>2</sup>を超えることから適切な広さである。

図書館配置図 (面積 2階 : 772 m<sup>2</sup> 3階 : 881 m<sup>2</sup>)



2013 (平成 25) 年 9 月には、利用の活性化を図るために改革を行った。ラーニングコモンズの考え方を取り入れ、2 階はオープンゾーン (授業やグループで話し合いながら学習ができる) とし、3 階はプライベートゾーン (静寂な環境の中で個人の学習や読書に集中できる) とグループ学習用のスタディールームとした。また、カバンやノートパソコン等の持ち込みもできるようになり、設置パソコンもインターネットだけの利用から、文章作成ソフト等も利用できるようにした。また、図書館情報 (新刊、イベント等) の発信も新たに開始した。なお、2018 (平成 30) 年 4 月には、ラーニングコ

モンズの環境を更に拡充し、2階・3階にプロジェクターとプロジェクター用パソコン、スクリーンを新たに整備し、Wi-Fi環境も整った。

図書館蔵書数一覧（短期大学・大学家政学部合計）

2017（平成29）年3月31日現在

種別	和書（冊）	洋書（冊）	合計（冊）
専門図書	98,475	4,369	102,844
一般図書	31,280	3,796	35,076
AV資料	2,447	1,017	3,464
合計	132,202	9,182	141,384

現在の蔵書数は、141,384冊（短期大学、大学家政学部合計）で、開架における資料は約100,500冊で、所蔵資料の7割以上が開架で閲覧できる。特に、基本参考図書や関連図書は学生が利用しやすいように開架中心となっている。また、所蔵する雑誌は、和の学術雑誌147種、洋の学術雑誌57種である。

購入図書の選定については、図書館委員会規程によって選出された図書館委員と図書館司書によって構成する図書館委員会がその任にあたる。選定は、概ね次の基準にしたがって行われる。①専任教員のカリキュラムに対応する資料、②参考文献や白書等継続図書、③学生のリクエスト、④教職員からの希望図書である。高額な資料については、図書館運営委員会で検討する。図書館資料購入にあたって、書類上、短期大学と大学家政学部との別はあるが、利用上は短期大学、大学家政学部の区別なく利用者にはすべての資料が利用可能である。廃棄システムについては、図書館委員会が廃棄基準にしたがってその任にあたり、所定の手続きを経て対処している。

開館時間は、平日は9時から18時である。第1・3土曜日についても、9時から14時まで開館している。長期休暇中については、学校閉鎖期間等を除いて平常どおり開館し学生利用を促進している。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

校地校舎及び施設の維持管理については、事務局総務課と法人本部事務局が協力して行っている。施設設備の保守点検で契約業者が行っているものもある。

建物・構築物の大規模改修工事等については、中長期計画を基に毎会計年度に予算措置を講じて実施している。

教育研究備品等は、関係の教員と大学事務局、さらに法人本部事務局が協議・調整しながら年度事業計画を立案し、改修、買い替え等適切な維持管理を行っている。

学校法人安城学園規程集第5章管理において、「学校法人安城学園 経理規程」、「学校法人安城学園 固定資産管理規程」、「学校法人安城学園 施設等管理規程」及び「学校法人安城学園 備品管理規程」を整備している。

「学校法人安城学園 施設等管理規程」に基づき、施設設備が教育及び研究並びに業務が秩序

ある環境の基に円滑に行われるように取り組んでいる。

「備品管理規程」に基づき、備品を常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用できるよう努めている。物品（消耗品）等についても備品管理規程内に分類し定められており、適切に維持管理が行われている。

規程に消防計画を整備し、災害・防火管理を徹底し災害による人的・物的被害を防ぐことを目的としている。

火災予防に努めるため、法令基準に定める自主検査及び点検を定期的に行っている。また、毎年消防訓練として全教職員・学生を対象とした避難訓練を1回、避難・消火訓練を1回それぞれ実施し、日頃から防災に関する知識を持つよう努めている。

コンピュータウィルスの感染を防止するために、学内設置の全てのコンピュータには、アンチウイルスソフトをインストールし、セキュリティパッチは常に最新のものが適用されるように設定している。また、ファイアーウォールを構成し、外部からの不正なアクセスを防止している。

節電について、教室等の照明は授業時に使用点灯し、授業が終了後には消灯する。空調についても冷房使用は27℃以上、暖房は22℃以下設定で利用することを徹底している。また、空調機器基板を事務局へ設け、適切な温度設定が行われている。

2012（平成24）年度には、1・2号館全室の空調機器改修を行った。ECO仕様機器を導入し、節電と地球環境へ配慮した運用ができるようになった。今後、他の建物についても計画的にECO仕様機器導入を検討していく必要がある。

節水について、節水コマを設置することで省資源効果が得られている。

ゴミ処理は、環境問題の最も身近な問題と考えて分別することを行い、環境教育の一環と考え取り組んでいる。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

最も古い建物、旧3号館の耐震診断を2011（平成23）年11月に実施している。その結果、所要の耐震性能を有していないことが明らかになった。このことにより、大地震発生時に被害が予想されることから、2018（平成30）年度末までに取り壊すこととした。新校舎建設に向けて協議を進めている。

旧3号館に続き、体育館・1号館・2号館の順で古く、屋上防水シートの張り替え、塗装、バリアフリー化等年次計画を立て整備する必要がある。

調理実習室等古い教室のリニューアル時の課題があり、年次計画にて対応を検討している。

教育研究備品等についても、教育現場の要望を聞きながら時代に合った新しい備品に買い替えると同時に年次計画を立て徐々に更新する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

## ＜根拠資料＞

- 備付資料 1 学内 LAN の敷設状況  
2 マルチメディア教室コンピュータ教室等の配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

## ＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアの向上充実を図っている。

教育課程編成と実施方針に基づき、教育の効果的な実施を支援するために、学内 LAN を整備し教育遂行上必要な情報の伝達と管理を行っている。また、クリッカーの導入を行い、双方向の授業が行えるようにした。さらに、学生が予習・復習に使えるようシラバスをネット上に載せ、参考図書を紹介も行っている。また、情報科目、ファッションや調理等、実習・実験等の科目においてはハード面の充実はもちろん、専門知識のある助手・研究補助員を配置し、学生がハードウェアの使用がスムーズにできるよう工夫している。

学生については、全学科・全学生がコンピュータ科目を受講できるカリキュラムを編成し、情報リテラシー特に情報活用能力を育成するように図っている。教職員については、情報技術向上のために、SE による個別指導や情報活用に関する相談が出来るよう支援している。また、外部の研修会にも参加できるよう支援している。

本学は、各学科の教育課程編成と実施に基づき、必要な設備を整備してきた。不足するものや新たな整備が必要なものは、学科会議や各委員会の要望を聞き毎年度の事業計画に基づき新規の整備や補充を行っている。

情報機器はハード、ソフトを含め情報教育委員会で検討し、5年周期で機器の変更を行い、教育効果が上がるよう配慮した設備にしている。高額な機器・設備については法人を含め学園全体で中期的計画を検討し整備をしている。

技術的資源の分配については、教員の要求する使用時間を十分確保できるようにカリキュラム編成時に調整している。

学内に情報処理資格者である専任職員を配置し、コンピュータ設備の管理及び整備を行っている。また、問題発生時には速やかな解決処理を図っている。

学内のほぼすべての教室・研究室には 1Gbps の有線 LAN を整備している。無線 LAN については整備出来ている。

教育に必要な情報教育機器・教育ソフトについては、情報教育委員会が委員会活動の中で検討・点検し効果的な授業展開ができるようにしている。教員からの申し出があれば、整備を検討し計画的に教育機器の整備に努めている。新しい情報技術については、教務課の SE が教職員個々の相談に応じ、活用技術向上に努めている。

情報教育委員会がセンターとなり、コンピュータ関連の整備や活用について検討している。各学科や授業担当の要請により、コンピュータ教室の整備、利用方法や利用技術の検討をしている。



情報機器のシステムエンジニアの利用技術の支援や、利用上のトラブル対処が要請に応じてできるようにしている。

情報処理教室・マルチメディア教室として6室有しており、施設としては十分である。また、そのうち2教室は常時学生に開放し、必要な時間に使う事ができ、予習復習に役立っている。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

全学的な教育機器の利用と活用については、情報教育委員会と各学科会議が中心になり進め、学習成果を上げていると考える。教育機器を活用した教育も進んできている。そのため、情報処理教室やマルチメディア教室の使用頻度が上がっている。

今後は、双方向型の授業が活発になってくることを踏まえて、普通教室でも情報機器やタブレットが自由に使えるように整備して行きたい。同時に、教育で情報教育がより有効に使えるように教員への教育が課題である。

その他、ファッションや食物関連の教育効果が上がるソフトも多数あるので、情報機器の開発に合わせて計画的に整備していく必要がある。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### ＜根拠資料＞

- |      |   |
|------|---|
| 提出資料 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「計算書類等の概要（過去3年間）」</li> <li>2 資金収支計算書・資金収支内訳表・貸借対照表</li> <li>3 活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表</li> <li>4 中・長期の財務計画「第二期経営改善計画」</li> <li>5 事業報告書</li> <li>6 事業計画書/予算書</li> </ol> |
| 備付資料 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 寄付金・学校債の募集について</li> <li>2 財産目録及び計算書類</li> </ol>  |

#### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

##### ＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

短期大学の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。短期大学は、過去3年間において学生数の減少を主たる要因とする資金収入及び事業活動収入の減少が進行したものの、収支は収入超過を維持しており、法人全体の収支に寄与している。このことにより、短期大学の入学定員充足率、収容定員充足率は妥当な水準である。一方、法人全体の資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり支出超過の状況が続いており、収支バランスが崩れている。これは、本法人が設置する学校の学生数の減少に伴う資金収入及び事業活動収入の減額が進

行する中で、人件費の抑制方策が進展せず、支出の縮減が実現していないことが主たる要因である。

【提出資料】「計算書類等の概要（過去3年間）」のとおり、法人全体の活動区分資金収支計算書の教育活動資金収支差額は2015（平成27）年度と2016（平成28）年度は収入超過であるものの、2017（平成29）年度は支出超過となっている。貸借対照表において、財務的な安定度を示す「純資産構成比率」は2017（平成29）年度において88.3%である。2016（平成28）年度87.3%、2015（平成27）年度86.8%は、2017（平成29）年度版『今日の私学財政』における大学法人（医歯系法人を除く）の平均値と同水準であるので短期大学の存続を可能とする財政を維持しているといえる。（2016（平成28）年度87.6%、2015（平成27）年度87.5%）

退職給与引当金は、毎年度適正な引当金を計上している。2017（平成29）年度末の当該引当金13.8億円に対する退職給与引当特定資産は4.8億円で、積立率は35.1%である。2017（平成29）年度末の減価償却引当特定資産は24億円である。これは減価償却累計額の24%に相当する。2017（平成29）年度末の借入金等返済引当特定資産は債務負担行為を伴う借入金について、支払利息を含む返済額全額を引き当てている。資産の管理・運用については、「学校法人安城学園 資金運用規程」、「学校法人安城学園 資金運用委員会規程」を整備している。資産の管理・運用は銀行預金を中心であり、満期がなくリスクの高い投資信託等は「資金運用規程」上も保有対象としていない。

短期大学の教育研究経費は過去3年間にわたり経常収入の13%～15%で推移している。また、教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源についての資金配分は適切に行っている。公認会計士の監査意見に基づき近年は学校法人全体の保護者からの金銭の收受にかかる網羅性の精度向上に努めている。2017（平成29）年度現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

学校法人及び短期大学は、計画期間を2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間とする第二期経営改善計画に基づき、毎年度の事業計画と予算を関係部門の意向を集約したうえで編成し、3月に開催する理事会において決定している。法人は、決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に配布により指示している。年度予算の経費は事業活動収入額の20%の額を上限に編成し、執行にあたっては、予算を超過せぬよう執行している。日常的な出納業務は「経理規程」に則り、円滑に実施している。出納結果は、各部門の経理責任者をつうじて法人部門に月次にて書面報告が行われている。法人部門の経理責任者は、書面報告の内容を承認したのち理事長に報告している。資産は資産管理台帳に記録し管理している。教育研究機器備品をはじめとする有形固定資産は「固定資産管理規程」に基づき年1回棚卸しを実施し、現物と台帳との間に不整合が生じることがないように定期的に管理している。資金（有価証券を含む）は、「資金運用規程」に基づき、管理と運用を行っている。そして、学校法人会計基準に基づく会計処理により、資金出納簿に記録している。日常的な出納業務及び資産と資金の管理と運用に関する記録は月次試算表を毎月適時に作成完了し、法人部門の経理責任者を経て理事長へ報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

法人全体の日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標は過去3年間にわたり「B0」（イエローゾーンの予備的段階）である。一方、短期大学の経常収支差額は過去3年間にわたり黒字幅

が10%以上であるので「A2」（正常状態）を維持している。従って、2017（平成29）年度から2021（平成33）年度が計画期間である第二次経営改善計画においても、短期大学は現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持することを計画している。そして、今後も現状の入学定員充足率、収容定員充足率を維持していくうえで、学科単位の入学定員を見直し、2018（平成30）年度から実施している。以上のように、短期大学は、これまでも自学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行い、短期大学全体及び学科ごとに適切な定員管理を行い、あわせて経費（人件費・施設設備費）の適正規模を実現することにより収入超過型の収支構造を維持してきた。今後の短期大学を取り巻く環境の変化に対しても同様に対応していくことを計画している。

毎年度6月中旬に行われる法人全体のSD・FD（報告討論会）の場において、理事長は専任職員全員に向けて、本法人の経営情報の丁寧な解説を行っている。このように、学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

第二期経営改善計画に基づき、法人全体の収支構造の収入超過型を実現する。結果、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標の「A3」以上を早期に達成し、これを維持していくことが課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

学校法人安城学園は2010（平成22）年度に学園全体の中期経営改善計画である財政健全化スキームを策定した。計画期間は2011（平成23）年度から2015（平成27）年度までの5年間である。この財政健全化スキームの骨子は、学園全体の学生・生徒・園児数の募集計画目標である6,200人以上を実現することと学園全体の教職員数を適正規模である340人以下にすることである。この数値目標を達成することによって今後の厳しい経営環境の下で教育を展開するに足る財政基盤を構築し得るのである。この財政健全化スキームの進捗状況、目標達成度の点検は理事会が実施している。

現在は第二期財政健全化スキームの策定を進めている。計画期間は、2017（平成29）年度から2021年度までの5年間である。

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

非常勤講師の採用は、人件費適正化の観点から抑制の方針で臨んでいる。専任教員は研究活動に関して外部補助金等の獲得に努めることが課題である。FD活動については、さらに、外部者による教育活動に対する評価活動を継続して実施すべく強化することとしている。事務職員の業務量の増加に伴い、事務職員または事務組織全体にわたる一層の効果的・効率的な業務改善を検討しなければならない。併せて、SD活動についても継続して取り組むこととしている。

2007（平成19）年度の幼児教育学科の移転により、短期大学を1つのキャンパスにまとめ短期大学としての教育の徹底ができるようになった。短期大学が1つにまとまる事で、他学科の学生との交流や学生会活動も活発になった。同じキャンパスの家政学部学生との

施設の共有もあり、施設、設備は充実している。新しい施設や設備については、要望を聞きながら検討を進めている。旧 3 号館の建物は、2018（平成 30）年度に耐震対策事業を実施する予定である。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

特になし

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

- 提出資料 1 「学校法人安城学園 寄附行為」  
 備付資料 1 理事長の履歴書  
 2 学校法人実態調査表（写し）（過去3年間）  
 3 理事会議事録（過去3年間）  
 4 諸規程集

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

## ＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は7つの設置校を有する学校法人安城学園の管理運営及び教学部門を含む経営面の全般にわたり、リーダーシップを適切に発揮している。教学部門については、寄附行為第16条に明記されているように、学園長として建学の精神を継承し、学園全体の教学部門を統括している。

理事長は「学校法人安城学園 寄附行為」に基づいて、理事会を開催し適切に運営している。理事会の構成員である理事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園 寄附行為」に基づいて選任されている。また、理事長は月例で開催する常任理事会、学園事務会議及び大学・短期大学合同管理運営者会議を主宰して議長として学園全体の運営・経営方針を提示し議論をリードしている。また、設置校の長からの校務報告を受け、適宜、学園の方針に基づく指示を下している。次に、学長は、短期大学の教学の管理や運営を遂行する責任者として適切なリーダーシップを発揮している。また、学長は本学を代表する理事として理事会で意思の疎通を図っている。

監事は「私立学校法」及び「学校法人安城学園 寄附行為」に基づき学校法人の業務及び財産の状況に対する監査を適切に行っている。評議員会についても「私立学校法」及び「学校法人安城学園 寄附行為」の規定に基づき組織され、適切に運営されている。

学校法人及び短期大学は、毎年度の事業計画と予算計画を関係部門の意向を集約し適切な時期に立案している。3月の理事会で決定される事業計画と予算は学長及び事務長から関係部署に周知されている。予算の執行は「学校法人安城学園 予算執行規程」に基づき適正に行われている。また、計算書類、財産目録等の財務情報は学校法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。財務情報については学園公報や大学広報への掲載やホームページ上に情報公開し社会に対して説明責任を果たすとともに、理事長をはじめとする理事は教職員と危機意識を共有している。これらのことからガバナンスは適切に機能している。

理事会等の学校法人の管理運営体制は確立している。理事長をはじめ理事会は教育への情熱は創立者の建学の理念「庶民性」と「先見性」を基本理念とし、人は、「誰でも無限の可能性を持っている。一人ひとりの未知の可能性である潜在能力をその可能性の限界まで引き出していく」という創立者の教育信条に基づいて学問を地域に還元

することに努めている。

また、建学の理念「庶民性と先見性」の具現化に努め、時代の変化に柔軟に対応すべく、社会人として活躍できる人材の育成に積極的である。具体的には、「社会人基礎力」の育成を大学・短期大学の授業のなかで取り組み、従来の基礎学力に加え、専門知識・技術、社会人基礎力を統合的に身につけ、職場及び地域社会の活性化に貢献できる人材を育成することを教育目標と定め、学生の潜在能力を可能性の限界まで引き出す教育を実践している。

創立者の教育信条及び建学の精神は、107年の歴史のなかで、今日なお、脈々と受け継がれ学園の教育を一層活性化させているといえることができる。

理事長は、「この法人を代表し、その業務を総理する」（寄附行為第21条）として、常に法人の目的「建学の理念」と「建学の精神」と「真心・努力・奉仕・感謝」の四大精神の実践をとおして、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立できる社会人を育成することによって、「地域と国際社会に貢献する」（寄附行為第3条）を達成すべく、本法人に設置されている学校法人安城学園法人本部、愛知学泉大学、愛知学泉短期大学、安城学園高等学校、岡崎城西高等学校、愛知学泉短期大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属幼稚園、愛知学泉大学附属桜井幼稚園を統括している。法人登記には、法人代表者としては理事長一人である。他の理事は法人を代表しない。理事長は理事会を招集し、議長となる（寄附行為第25条）だけでなく、理事会での審議・決定・承認すべき重要事項について、各設置校の長と連携をとりつつ、法人本部（理事長室、事務局）を指揮し、企画立案・総合調整等を行っている。設置校に関わる重要事項については常任理事会に必ず付議させ、慎重かつ徹底した審議を行い、必要に応じ設置校の長に適切に指示を下している。また、常任理事会において、設置する学校の長から各校の運営状況（事業計画の進捗状況、予算執行状況、校務報告等）の報告を受け、適宜必要に応じた指示を下している。さらには各設置校を恒常的に訪問し、学長・校長・園長、事務局長・事務長、その他の管理運営者及び教職員と面談するとともに、各校の重要会議、行事等に参加し現場の教職員と交流を持ち、各設置校の状況把握を積極的に行っている。

月例で開催する学園事務会議と大学・短期大学合同管理運営者会議には自ら議長を務め、学園の課題解決、各方針の策定を積極的に行っている。学校法人における10万円を超える事業に関する経理決裁を行い、内容に関して理事長からの適切な指導がある。

理事長は、各設置校の募集目標数の設定、教員数の適正化、安城学園の高・大（短）教育連携の推進等、“定員充足への取組み・募集政策の立案”等をとおして、学校教育の再構築・イノベーションに適切なリーダーシップを発揮している。中長期計画として2015（平成27）年より、第2期の「財政健全化スキーム」を策定し、5年計画で、学生数／専任教職員数のバランスを図るべく学生募集（定員充足）及び人件費問題（社会的に妥当性のある賃金水準）に取り組んでいる。

現実の諸問題に冷静かつ的確に対応し、今後の人口動態を見越した少子高齢化社会における持続可能な私学経営のあり方を構想し、建学の理念「庶民性」と「先見性」に立って強力なリーダーシップを発揮している。

学校法人の業務または財産の状況については、監事による監査を受け、理事会において議決し、評議員会において、決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を報告し、評議員にその意見を求めている。

寄附行為第 25 条に「この法人に理事会をおき、法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めており、適正に実施されている。

3 月の理事会においては、事業計画・予算に関する審議を、11 月の理事会においては、事業計画実施状況中間報告・補正予算に関する審議、次年度の予算編成方針の策定について、さらに、5 月の理事会においては、事業報告・決算について審議している。

その他については、寄附行為第 26 条に「この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。」と定めており、常任理事会を原則毎月 1 回開催している。

議事録については寄附行為第 28 条に定められているとおり、開催場所、日時及び議決事項について遺漏なく記録し、法人本部事務局に備え置いている。尚、常任理事会の開催状況は学外の理事及び監事に、その都度常任理事会審議内容の概要及び資料等を送付し報告している。寄附行為第 25 条の定めのとおり「理事会は随時理事長が召集」し、「理事会に議長をおき、理事長をもって充て」行っている。理事会にかかわる諸手続きは、法人事務局長が遺漏なく適正かつ適切に遂行し、理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を「学校法人安城学園規程集」、「愛知学泉短期大学規程集」として、遺漏なく整備している。

寄附行為第 17 条に定めているように、理事は「学園長、大学学長・短期大学学長・高等学校校長・幼稚園長、評議員、学識経験者」の中から選任される。理事の選任は寄附行為及び法令に基づいて行われている。理事は法人役員として、法人全体をマネジメントしている。歴代理事長が言うところの「安城学園は、『運命共同体』である」旨を肝に銘じ、学校法人安城学園の管理運営にあたり、設置校の得失にこだわらず、法人の経営全体の責任を果たすことができるように努めている。法人経営に権限と責任があることを自覚している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事は法人役員として、法人全体をマネジメントしている。歴代理事長が言うところの「安城学園は、『運命共同体』である」旨を肝に銘じ、学校法人安城学園の管理運営にあたり、設置校の得失にこだわらず、法人の経営全体の責任を果たすことができるように努めている。法人経営に権限と責任があることを自覚している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事は法人役員として、法人全体をマネジメントしている。歴代理事長が言うところの「安城学園は、『運命共同体』である」旨を肝に銘じ、学校法人安城学園の管理運営にあたり、設置校の得失にこだわらず、法人の経営全体の責任を果たすことができるように努めている。法人経営に権限と責任があることを自覚している。

## [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

- 備付資料 1 学長の個人調書  
2 教授会議事録  
3 委員会等の議事録

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

## ＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、本学の学長適任者選考に関する規程第2条の選考基準に示すように、学園の建学の理念・建学の精神に基づいた教育を強力に推進し、教育モデル「智・徳・体・感・行」を核にした教育を推進する強力な意思と能力を有し、教育と経営に対する優れた見識を持ち、本学の発展のためにリーダーシップを発揮する者として、人格・学識・大学運営の見識等の要件を満たして選出されている。

学長は、教学の管理に関して、教授会等の運営並びに校務を司どり、所属する教職員を統括する最高責任者である。学長適任者選考規定にあるように、「建学の精神」を核とする教育を始め、本学の教育方針に基づく教育・研究を推進して本学の向上・充実に努めている。学長は本法人の理事でもあり、本学を代表して理事会で意思の疎通を図っている。また、学長は正規の講義科目や実験実習の授業を担当しており、学生の目線を踏まえた教学上の課題の解決や管理体制の改革・改善に努める姿勢が伺える。すなわち、関係法令や設置基準を踏まえた学則や規則の遵守、授業時間数の確保、カリキュラム編成、組織編成上の有機的な人事配置等のあり方、学生募集、進路開拓や地域貢献に係る調整活動等、先頭に立って策を講じて、学内外の関係者の了解を取り付けている。一方、本学は併設の家政学部とキャンパスを共用していることから、家政学部教授会とも密接に連携を取るよう努めている。また、学長は、理事長、大学学長、大学副学長、学部長、事務局次長や事務長で構成する「大学・短期大学管理運営者会議」に出席して、併設大学の家政学部と現代マネジメント学部との協働や種々の調整を行っている。特に、大学・短大との「合同運営委員会」は定例教授会に先立って開催されており、これを受けて、次週に開催される家政学部との「連絡会議」及び本学教授会での審議は順調に経過している。学長は、学生に対する懲戒（退学・停学等）の手続きを学則第55条で定めて、適切に運用している。

学長は、学則第58条により、月例で本学教授会を主宰し、「3つの方針」に示す本学の教育的・目標及び学修成果に対する認識を構成員が共有するよう努めている。また、審議案では、本学としての方針を提示して適宜意見を聴取するなど議論をリードしている。また、議案の内容によっては学長がその場で決裁を行い、円滑に業務が遂行できるようにも努めている。教授会開催状況の表に示すように、必要な事項を議題として取り上げ慎重審議を行っている。入学試験の合否判定会議は臨時に招集して行い、厳格・厳正な合否の審議を貫いている。また、課程の修了、卒業・学位の授与、その他の教育・研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。併せて、学長は本学の運営を円滑に遂行する観点から各分掌に委員会を置いて様々な事項の諮問を行い、その上で教授会に諮るなどして、学生及び教職員の円滑な教育・研究活動並びに管理運営に努めている。



## 2017（平成 29）年度教授会開催状況

会議名	開催月日	出席者数 (人)	欠席者	主な議題
大学・短期大学合同会議	4月3日	30	岡田真智子	新任者紹介、大学・短期大学学長挨拶、教育後援会学内役員、校務組織、入学者数、行事予定
第1回教授会	4月27日	31		学籍異動、科目等履修生の受け入れ、GPA、リメディアル教育、授業公開、各学科報告
第2回教授会	5月25日	31		学則変更（生活デザイン総合学科カリキュラム変更）、自己点検評価報告書、各学科報告
第3回教授会	6月22日	30	清原みさ子	シラバス、期末テスト、各学科報告
第4回教授会	6月29日	26	青山晴美 清原みさ子 津島忍 岡田真智子 高沢佳司	入学定員の変更（食物栄養学科、生活デザイン総合学科）
第5回教授会	7月27日	30	石川博章	学籍異動、リメディアル教育、学則の一部変更（食物栄養学科カリキュラム変更）、各学科報告
第6回教授会	9月28日	31		学籍異動、科目等履修生、私立大学等改革総合支援事業調査、各学科報告、リメディアル教育
第7回教授会	10月26日	29	菅瀬君子 谷村和秀	A0前期入試合否判定、指定校・推薦・社会人前期及び系列校入試実施要項、生活デザイン総合学科の資格名称変更に伴う学則変更、学籍異動、各学科報告
第8回教授会	10月31日	28	清原みさ子 神谷良夫 河合詠子	指定校・推薦・社会人前期・系列校入試合否判定
第9回教授会	11月30日	31		AO入試（中期）面談、学生満足度調査アンケート、各学科報告
第10回教授会	12月21日	31		AO入試（中期）合否判定、AO入試（後期）面談結果、学籍異動、シラバス変更、各学科報告
第11回教授会	1月25日	30	鈴木幸男	I期入試・特別入試（社会人後期・留学生入試）実施要項、AO入試（後期）、各学科報告
第12回教授会	1月30日	30	神谷良夫	I期入試・社会人後期入試合否判定
第13回教授会	2月5日	30	早瀬須美子	センター試験利用入試合否判定、II期入試について
第14回教授会	2月22日	30	伊藤照美	食物栄養学科の定員増について報告、学籍異動、各学科報告
第15回教授会	3月1日	31		卒業認定、卒業式、退職者
第16回教授会	3月6日	31		II期入試及び特別入試合否判定、校務担当責任者
第17回教授会	3月22日	31		新任者格付け、学籍異動、追加卒業認定、科目等履修生単位認定、学生生活アンケート、各学科報告

## ＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

本学学長適任者選考に関する規程第2条で示す選考基準に関して、学園の建学の理念・建学の精神に基づいた教育を一層強力に推進すること、教育モデ「智・徳・体・感・行」の下に「建学の精神」と「社会人基礎力」と「pisa型学力」を核にした教育を一層強力に推進すること、教育と経営に関して学内外の情勢を的確に把握し、本学教職員並びに本学の発展に向けて有為な見識を発揮すること、などが学長に課せられた責務であると認識し、一層の具現化が課題である。

### ＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

2012（平成 24）年度の創立 100 周年を機に、社会の変化に対応するために新しい教育モデル「知・徳・体・行」の下、「建学の精神を核にした教育」、「社会人基礎力を核にした教育」、「pisa 型学力を核にした教育」を本学の教育の三本柱とした。2017（平成 29）年、これをさらに発展させ、「智・徳・体・感・行」に基づいた 3 つの挑戦（不得意への挑戦・上達への挑戦・未知への挑戦）プログラムから構成される自学・共学システムの開発に取り組み、これに基づいて教育を行うこととした。また、2016（平成 28）年度の理事会において、時代と社会の変化を踏まえた本学園の「建学の精神」を検証・見直した。見直しによる新しい「建学の精神」は、生命体構想に基づき、「宇宙の中の一つの生命体である人が、個人として自立しつつ、ありとあらゆる生命体と共生することによって、生きる意志と生きる喜びに満ち溢れた鵬のような大局的な存在となること」としている。また、本学の使命・目的は、「建学の精神」の実践をとおして、創立者が目指した経済的・政治的・文化的に自立した社会人を育成することによって、地域と国際社会に貢献することであるとし、これらをより具現化するために、2017（平成 29）年に学則を改正して、使命・目的を明確に定めた。学長は、この方針の着実な遂行に向けリードしている。

### [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

#### ＜根拠資料＞

- 備付資料 1 監事の監査状況（過去 3 年間）  
2 評議委員会議事録（過去 3 年間）

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

#### ＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

本学の監事は、私立学校法及び「学校法人安城学園 寄附行為」に基づき 2 人が就任している。監事 2 人は非常勤監事として年 3 回（5 月、11 月、3 月）開催する理事会と評議員会に出席している。一方、毎月開催する常任理事会には出席していない。現状は、学校法人の業務及び財産の状況について、毎月行われる常任理事会の会議資料に基づき、定期的に点検・確認を行っている。財産の状況のうち、決算情報については、例年 5 月に法人部門の決算書作成担当者による口頭並びに書面説明に基づき、監査を実施している。

監事は、理事会及び評議員会において、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。特に、5 月に行われる理事会及び評議員会において、監事は毎会計年度の監査報告書をもって学校法人の業務または財産の状況について報告している。また、監事と監査法人及び学校法人職員による連絡会を毎年 5 月に実施している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

#### ＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本学の理事定数は相対数（10 人以上 17 人以内）により定められており、理事現

員数は 2017（平成 29）年 5 月現在の理事現員数は 12 人である。一方、同年月現在の評議員現員数は 26 人であり、評議員現員は理事現員の 2 倍を超えている。従って、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織していると考えている。

また、評議員会は、私立学校法第 41 条及び第 42 条、そして、「学校法人安城学園寄附行為」第 4 章の規定に則り適正に運営している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

#### <区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

短期大学が公表すべき教育情報は、学校教育法施行規則に基づき、ホームページに公表している。また、同様の教育情報は私学事業団の大学ポートレートに掲載し、定期的に掲載内容を更新している。一方、法人の財務情報は、私立学校法の規定に基づき、ホームページに公開している。また、本学は従来から法人の財務情報を教職員・学生・父母をはじめとするステークホルダーに対して広報媒体をつうじて公開している。具体的には、教職員に対しては、「学園公報」により財務情報を公開している。そして、学生・保護者に対しては、「大学広報」により財務情報を公開している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事による監査の機能強化が課題である。この課題を解決するにあたり、監事による監査にかかる規程を整備し、監事による監査計画の立案と計画に基づく監査を実施することが必要と考えている。その中で、学校法人の業務又は財産の状況の監査を定期に実施する上で常勤の監事を新たに選任すること、そして、三様監査を定期に実施することが本法人のガバナンスを強化するうえで特に重要であると考えている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

○基準Ⅰ-A 建学の精神

(b) 「建学の精神」を核にした教育に加えて、「社会人基礎力」と「pisa 型学力」を核にした 3 本柱の教育実践に取り組むことを学則で定めているが、とりわけ 2019（平成 31）年度からの「社会人基礎力」の卒業要件化を実施できるよう、評価基準（ルーブリック）の作成に取り組んでいる。

○基準Ⅰ-B 教育の効果

(b) 各学科から提起された教育効果に関する課題については、FD 委員会を中心に検

討を重ね、教育の内部質保証に資する様々な課題の改善に継続して取り組んでいる。例えば、教員評価の実施、学生による授業評価アンケートの実施、教員相互間の公開授業の実施、専任教員と非常勤講師によるオフィスアワーの実施、GPAの実施と学修指導への活用、3つのポリシーの点検と見直し、外部者による本学教育への意見聴取、他などの実績に対して、2017（平成 29）年度の私立大学等改革総合支援事業タイプ I に採択された。

#### ○基準Ⅱ-A 教育課程

(b) 学位授与の方針に基づく教育委課程の編成・実施及び入学者受入の方針（3つのポリシー）については、毎年度 FD 委員会を中心に、また運営委員会によって点検と見直し作業幅広く行っている。この際、外部者による本学教育に対する意見を求め、見直し作業に反映している。各年度の 3つのポリシーについては、教授会で最終決定し、学内外に公開している。

#### ○基準Ⅱ-B 学生支援

(b) 学生に対しては、各科目の学修をとおした「社会人基礎力」の獲得による資質の向上と、課外のクラブ活動や地域ボランティア活動によって学生の意識や人間性の向上を図っている。生活支援では、2012（平成 24）年 7月から専門の心理カウンセラーによる指導を開始しており、また教職員による「学生サポート」研修会も継続実施して支援の課題に対する教職員の能力開発と向上に役立てている。進路支援については、学内で開催する「企業セミナー」を毎年度企画開催して、この中で多くの学生が希望する企業や団体へ進路を決めている。

#### ○基準Ⅲ-A 人的資源

(b) 非常勤講師については、専任教員の持ちコマ負担が適正水準となるよう、人件費適正化の方針に基づき、継続して適正な採用に努めている。FD 活動については、教育の内部質保証に向けて、提起された課題について適宜、課題の改善策を図っている。事務職員については、SD 研修を始め、適材適所と一層の効果的・効率的な業務改善に継続して努めている。

#### ○基準Ⅲ-B 物的資源

(b) 法人が策定する 2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までの第二期財政健全化計画のスキームに従って、本学と併設の大学が共用の耐震基準を満たしていない旧 3号館については、2018（平成 30）年末までに取り壊すこととした。これに伴い新たに校舎を新築して、実習室や講義室、国際交流の施設など教育環境の整備と充実を図り、2019（平成 31）年度 4月の入学生から使用の予定である。

#### ○基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(b) 学内の無線 LAN の一般教室への整備は 7～8 割程度の進捗状況であり、さらに情報機器の拡充と併せた計画案に沿って継続整備中である。尚、各研究室や情報処理室などの有線 LAN は全て整備されている。

#### ○基準Ⅲ-D 財的資源

(b) 2011（平成 22）年度から 2015（平成 27）年度までの 5か年に亘る第一期財政健全化計画スキームでは、学生・生徒・園児数の募集目標を 6,200 人以上とし、学園全体の教職員数を適正規模である 340 人以下とすることとした。しかし、これら各指

標の達成は困難であるとの理事会の判断を受けて、新たな第二期財政健全化計画のスキーム（2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度）を策定し、継続して改善に努めることとした。本学は、持続的な学生の収容定員数の確保に向けて、2018（平成 30）年度の学生募集から食物栄養学科の入学定員を 40 人から 70 人へ増員し、生活デザイン総合学科の入学定員は 160 人から 130 人へ減員して適正化を図った。

○基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(b) 理事会の機能の強化に繋ぐよう、理事会とは別に理事会の業務に資する本学を取り巻く教育環境や社会状況の動向の確認と情報収集を目的とする理事懇談会を発足させて、月例で開催し、理事会に臨んでいる。

○基準Ⅳ-A 学長のリーダーシップ

(b) 学園は、創立 105 周年（2017（平成 29）年）を機に、従来の「知・徳・体・行」を発展させて「智・徳・体・感・行」の教育モデルを策定した。学長は、この教育モデル「智・徳・体・感・行」を下に、とりわけ「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa 型学力」を核にした教育モデルを推進して、自学・共学システムが機能すべく、教職員をリードし取り組んでいる。また、学園憲章に示すように、“三河のまちづくり”に貢献できるよう各学科の教育並びに研究資源を活用して地域との連携した事業を推進している。

○基準Ⅳ-C ガバナンス

(b) 2011（平成 22）年度から 2015（平成 27）年度までの 5 かに亘る第一期財政健全化計画スキームでは、学生・生徒・園児数の募集目標を 6,200 人以上とし、学園全体の教職員数を適正規模である 340 人以下とすることとした。これらの指標を設定して、帰属収入内での支出及び予算内での支出に努める、人件費の適正化に努める、学生・生徒・園児の確実な募集、などに努める、とした。しかし、これら各指標の達成は困難であるとの理事会の判断を受けて、新たな第二期財政健全化計画のスキーム（2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度）を策定し、継続して経営改善に努めることとした（○基準Ⅲ-D 財的資源の再掲）。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

○基準Ⅰ-A 建学の精神

「社会人基礎力」獲得の教育実践に取り組み、2019（平成 31）年度からの「社会人基礎力」の卒業要件化が実施できるよう、評価基準となるルーブリックの作成に取り組んでいる。併せて、各教員が知識を活用した課題解決型の「pisa 型学力」を核とする教育の推進に取り組むこととしている。

○基準Ⅰ-B 教育の効果

各学科から提起された教育効果に関する課題については、FD 委員会を中心に検討を重ねて学内統一を図りつつ、教育の内部質保証に資する策を確定することとしている。早急に、卒業時の学生の各種アンケートを新規に実施して、結果に対する組織的な対応などが改善課題の一例である。

○基準Ⅰ-C 内部質保証

教育の内部質保証については、例えば、上述の卒業時の学生の各種アンケートの新

規実施やその結果に対する組織的な対応など、また、学位授与の方針に基づく教育課程の編成・実施及び入学者受入の方針に対するアセスメント（3つのポリシー）の強化などが課題となっている。

#### ○基準Ⅱ-A 教育課程

3つのポリシーについては、外部者による本学教育に対する意見を求め、毎年度FD委員会を中心にさらに運営委員会を経て点検と見直し作業を行うこととしている。教授会で最終決定し、学内外に公開することとしている。

#### ○基準Ⅱ-B 学生支援

(b) 各科目の学修を通じた「社会人基礎力」の獲得による資質の向上と、課外のクラブ活動や地域ボランティア活動によって学生の意識や人間性の向上を図っている。生活支援では、専門の心理カウンセラーによる指導を強化して対応し、教職員による「学生サポート」も継続実施することとしている。また、学内で開催する「企業セミナー」についても毎年度企画実施して、多くの学生が進路確定に結び付けるよう、支援を強化することとしている。

#### ○基準Ⅲ-A 人的資源

(b) 非常勤講師については、専任教員の持ちコマ負担を考慮して適正水準となるよう、人件費適正化の方針に基づき採用するよう努力を続けている。FD活動については、教育の内部質保証に向けて、提起された課題について適宜改善策を講ずるよう継続して取り組むこととしている。また、事務職員については、SD研修を始め、適材適所と一層の効果的・効率的な業務改善に継続して努めることとしている。

#### ○基準Ⅲ-B 物的資源

(b) 法人が策定する2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの第二期財政健全化計画のスキームに従って、新たに校舎を新築して実習室や講義室、など教育環境を整備して充実を図り、2019（平成31）年度4月の入学生から使用の予定である。

#### ○基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(b) 学内の無線LANの一般教室への整備については、計画案に沿って残る一般教室と情報機器の拡充と併せて整備している。

#### ○基準Ⅲ-D 財的資源

(b) 第一期財政健全化計画スキームの目標達成ができなかったことを受けて、第二期財政健全化計画のスキーム（2017（平成29）年度から2021（平成33）年度）を策定して、継続して各指標の改善に努めることとした。

#### ○基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(b) 理事会の機能の強化に繋ぐよう、理事会とは別に理事会の業務に資する本学を取り巻く教育環境や社会状況の動向の確認と情報収集を目的とする理事懇談会を月例で開催しており、理事会での議論の活発化に結び付いている。

#### ○基準Ⅳ-A 学長のリーダーシップ

(b) 学長は、「智・徳・体・感・行」の教育モデルの下に、とりわけ「建学の精神」を核にした教育、「社会人基礎力」を核にした教育、「pisa型学力」を核にした教育モデルを推進して自学・共学システムが機能すべく、継続して教職員をリードし取り組んでいる。また、学園憲章に示すように、“三河のまちづくり”に貢献できるよう各学

科の教育並びに研究資源と地域との連携事業の推進に継続して取り組むこととしている。

○基準Ⅳ-C ガバナンス

(b) 第二期財政健全化計画のスキーム（2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度）を策定し、継続して経営改善に努めることとしている（○基準Ⅲ-D 財的資源の再掲）。